

第 1 3 0 回長崎県市長会議

開催日時 令和 4 年 4 月 5 日（火）
1 4 時 3 0 分～

開催場所 対馬市
対馬グランドホテル

第 1 3 0 回長崎県市長会議・会議次第

I 開 会

II 議 事

1 審議事項

- (1) 第 1 3 0 回長崎県市長会議案審議
- (2) 九州市長会議提出議案の選定
- (3) 令和 4 年度長崎県市長会収支予算書(案)

2 協議事項

- (1) 令和 4 年度長崎県関係国会議員との意見交換会について
- (2) 令和 4 年度市長行政研修について
- (3) 長崎県市長会役員等の選任について(別室協議)

3 報告事項

- (1) 令和 3 年度会務報告
- (2) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

4 その他

- (1) 次期開催市について

III 講 演

- (1) 「磐梯町の DX への取り組み」〈オンライン行政視察〉
福島県磐梯町デジタル戦略変革室長 小野 広暁 氏
- (2) 「対馬博物館について 展示活動を中心に」
対馬市観光交流商工部博物館学芸課
参事兼課長補佐 尾上 博一 氏

IV 閉 会

(1)第130回長崎県市長会議案審議

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
1			新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	
	1	1	医療提供体制の確保について	
	2	-	保健所の体制強化について	
	-	2	検査体制等の強化について	
	3	-	クルーズ船等の対応について	
	4	3	地方財源の確保について	佐世保市
	5	-	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について	
2			都市財政の拡充強化に関する提言	
	1	1	都市財政の充実強化について	
	○	○	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備推進等について〔廃案〕	
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について	
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について	
	6	4	廃棄物処理対策の強化について	
	7	5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	
	8	6	治水事業に対する財政措置等について	
	9	7	地方バス路線維持対策について	
	10	-	水道事業に対する財政措置の強化について	
	11	8	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	
	12	9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
	13	10	離島航空路線の維持について	
	14	-	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	
	15	11	半島航路の維持・確保について	
	-	12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	平戸市
	-	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔13号議案へ〕	
	16	-	世界遺産保護のための財政支援措置について〔更新〕	
	17	13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔更新〕	
	-	14	空き家対策への支援について	
	18	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	
	19	16	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔更新〕	
	20	-	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について〔更新〕	
	21	17	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について	
	22	-	ふるさと納税に係る返礼品について	
	-	18	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について〔国提言は13号議案へ〕	
	23	19	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	
	24	-	地方創生拠点整備交付金の自由度向上について	
	25	20	犯罪被害者等支援の充実について	
	26	21	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔新規〕	五島市
3			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言（県：国民健康保険制度に関する提言）	
	1	1	医療保険制度改革について	
	2	-	当面の措置及び制度運営について	
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	
	4	-	保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて	
	-	○	コロナ禍の特殊事情で県の国民健康保険特別会計に生じると見込まれる剰余金による納付金の減額調整について〔廃案〕	
	-	2	保険税の負担上昇抑制について〔新規〕	
4			地域医療保健の充実強化に関する提言	
	1	1	地域医療における医師確保対策等について	
5			福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	保健福祉施策等の充実強化について	
	2	-	障害者福祉施策の充実強化について	
	3	2	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	
	4	-	民生委員・児童委員の担い手の確保について	
6			介護保険制度等に関する提言	
	1	1	第1号被保険者の保険料について	
	2	2	介護従事者の人材確保について	
7			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について	
8			九州新幹線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートの実質的な整備について	
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について	
	3	3	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
9			高速道路網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について	
	2	1	道路網の整備について	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について【更新】	
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について【更新】	
	6	3	港湾の整備促進について	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	
10			農林水産業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について	
	2	2	水産業の振興対策について	
11			地域経済の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
	-	2	工業団地の整備について	
	-	3	V・ファーレン長崎への支援について	
12			学校教育の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	
	-	3	派遣指導主事の配置について	
	-	4	養護教諭の配置について	
	-	5	学校事務職員の配置について	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	
	-	7	学校栄養教員・栄養教諭の配置について	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	
	-	11	特別支援学級編制基準の弾力化について	
	-	12	統合型校務支援システムの導入について	
	-	13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
13			デジタル化の推進に関する提言【新規】	
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について【新規】	長崎市
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について【新規】	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について【更新】【2号議案から】	
	4	-	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について【2号議案から】	
14			地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	
	1	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	
	2	-	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	

(2) 九州市長会議提出議案の選定(5件以内を選定)

- 第 1 号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言
- 第 8 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言
- 第 9 号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言
- 第 10 号議案 農林水産業の振興に関する提言
- 第 13 号議案 デジタル化の推進に関する提言

第130回長崎県市長会議審議議題目次

国への提言

第1号議案	新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	P 3
1	医療提供体制の確保について	P 3
2	保健所の体制強化について	P 3
3	クルーズ船等の対応について	P 4
4	地方財源の確保について	P 5
5	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について	P 6
第2号議案	都市財政の拡充強化に関する提言	P 7
1	都市財政の充実強化について	P 7
○	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備促進等について（廃案）	P 10
2	地方消費者行政の拡充への支援等について	P 11
3	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	P 11
4	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 12
5	公共下水道への財政措置の拡大について	P 12
6	廃棄物処理対策の強化について	P 13
7	海岸漂着物対策の財政支援措置について	P 15
8	治水事業に対する財政措置等について	P 16
9	地方バス路線維持対策について	P 16
10	水道事業に対する財政措置の強化について	P 17
11	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	P 17
12	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	P 17
13	離島航空路線の維持について	P 19
14	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	P 20
15	半島航路の維持・確保について	P 20
16	世界遺産に係る財政支援措置について（更新）	P 21
17	市街地再開発事業に対する財政支援措置について（更新）	P 21
18	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	P 22
19	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について（更新）	P 22
20	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について（更新）	P 23
21	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について	P 24
22	ふるさと納税に係る返礼品について	P 24
23	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	P 25
24	地方創生拠点整備交付金の自由度向上について	P 25
25	犯罪被害者等支援の充実について	P 25
26	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について（新規）	P 26
	関連資料（資料2-1 ～ 資料2-14）	P 27
第3号議案	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	P 47
1	医療保険制度改革について	P 47
2	当面の措置及び制度運営について	P 48
3	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	P 48
4	保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて	P 48
	関連資料（資料3-1）	P 50
第4号議案	地域医療保健の充実強化に関する提言	P 51
1	地域医療における医師確保対策等について	P 51
	関連資料（資料4-1）	P 53

第5号議案	福祉施策の充実強化に関する提言	P 54
1	保健福祉施策等の充実強化について	P 54
2	障害者福祉施策の充実強化について	P 56
3	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	P 56
4	民生委員・児童委員の担い手の確保について	P 56
	関連資料（資料 5-1 ～ 資料 5-2）	P 58
第6号議案	介護保険制度等に関する提言	P 60
1	第1号被保険者の保険料について	P 60
2	介護従事者の人材確保について	P 60
	関連資料（資料 6-1）	P 61
第7号議案	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 62
1	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について	P 62
第8号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 63
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 63
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 64
3	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 64
	関連資料（資料 8-1）	P 66
第9号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 67
1	道路整備の安定的財源確保について	P 67
2	道路網の整備について	P 67
3	道路事業における補助制度の拡充について	P 70
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の 緩和について（更新）	P 70
5	地方における無電柱化事業の促進について（更新）	P 70
6	港湾の整備促進について	P 71
7	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について	P 71
	関連資料（資料 9-1 ～ 資料 9-3）	P 72
第10号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 80
1	農業の振興対策について	P 80
2	水産業の振興対策について	P 81
	関連資料（資料 10-1 ～ 資料 10-2）	P 83
第11号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 85
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 85
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	P 85
	関連資料（資料 11-1）	P 86
第12号議案	欠番（国への提言がないため）	P 87
第13号議案	デジタル化の推進に関する提言（新規）	P 88
1	自治体情報システムの標準化・共通化について（新規）	P 88
2	地域社会のデジタル化の推進について（新規）	P 89
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について（更新）	P 89
4	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について	P 91
第14号議案	地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	P 92
1	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	P 92
2	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	P 92

県 へ の 提 言

第1号議案	新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	P 95
1	医療提供体制の確保について	P 95
2	検査体制等の強化について	P 96
3	地方財源の確保について	P 96
第2号議案	都市財政の拡充強化に関する提言	P 98
1	都市財政の充実強化について	P 98
○	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備推進等について (廃案)	P 101
2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 101
3	公共下水道への財政措置の拡大について	P 102
4	廃棄物処理対策の強化について	P 103
5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	P 105
6	治水事業に対する財政措置等について	P 106
7	地方バス路線維持対策について	P 106
8	自然災害等対策事業に対する財源確保について	P 107
9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	P 108
10	離島航空路線の維持について	P 109
11	半島航路の維持・確保について	P 110
11	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	P 111
13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について (更新)	P 111
14	空き家対策への支援について	P 112
15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	P 112
16	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について (更新)	P 113
17	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について	P 114
18	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について	P 114
19	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	P 115
20	犯罪被害者等支援の充実について	P 115
21	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について (新規)	P 116
	関連資料 (資料 2-1 ～ 資料 2-10)	P 117
第3号議案	国民健康保険制度に関する提言	P 130
1	国民健康保険制度について	P 130
○	コロナ禍の特殊事情により県の国民健康保険特別会計に生じると見込まれる剰余金による納付金の減額調整について (廃案)	P 130
3	保険税の負担上昇抑制について (新規)	P 130
第4号議案	地域医療保健の充実強化に関する提言	P 132
1	地域医療における医師確保対策等について	P 132
	関連資料 (資料 4-1)	P 133
第5号議案	福祉施策の充実強化に関する提言	P 136
1	子ども福祉医療費制度の創設について	P 136
2	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	P 136
第6号議案	介護保険制度等に関する提言	P 137
1	第1号被保険者の保険料について	P 137
2	介護従事者の人材確保について	P 137
	関連資料 (資料 6-1)	P 138

第7号議案 欠番 (県への提言がないため)	P 139
第8号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 140
1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 140
2 県下幹線鉄道の整備改善について	P 141
3 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 141
関連資料 (資料 8-1)	P 143
第9号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言	P 144
1 道路網の整備について	P 144
2 地方における無電柱化事業の促進について (更新)	P 147
3 港湾の整備促進について	P 148
関連資料 (資料 9-1 ~ 資料 9-2)	P 149
第10号議案 農林水産業の振興に関する提言	P 156
1 農業の振興対策について	P 156
2 水産業の振興対策について	P 157
関連資料 (資料 10-1 ~ 資料 10-2)	P 159
第11号議案 地域経済の活性化に関する提言	P 161
1 地域経済牽引事業への支援措置について	P 161
2 工業団地の整備について	P 161
3 V・ファーレン長崎への支援について	P 161
関連資料 (資料 11-1 ~ 資料 11-2)	P 162
第12号議案 学校教育の充実に関する提言	P 165
1 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 165
2 少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 164
3 派遣指導主事の配置について	P 164
4 養護教諭の配置について	P 165
5 学校事務職員の配置について	P 165
6 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー (S C)、スクール ソーシャルワーカー (S S W)」等配置に係る財政支援措置について	P 165
7 学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 166
8 学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 166
9 I C T教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と I C T支援員配置 のための財政支援について	P 166
10 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 166
11 特別支援学級編制基準の弾力化について	P 167
12 統合型校務支援システムの導入について	P 167
13 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 167
関連資料 (資料 12-1 ~ 資料 12-6)	P 168

国への提言

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大しており、国と地方自治体が強力に結束し、~~た~~対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。(長崎市)

(説明)

・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

1. 医療提供体制の確保について〔継続3回〕

- (1) 医療機関が~~マスク、アルコール消毒液、抗原定性検査キット~~や、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を~~安定的に十分に~~確保できるよう努めること、~~安定的な供給体制を構築すること~~。(長崎市)

(説明)

・提言の趣旨に変更はないが、新型コロナウイルスの流行状況や必要としている医療物資を現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が生じている。また、他の医療機関においても、受診抑制などの影響により、本来確保できるはずの収益が得られない状況となっており、特に小児科など一部の診療科においては、患者数の大幅な減少が継続している。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

2. 保健所の体制強化について〔継続3回〕

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、特に感染症の拡大期においては、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

国への提言

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する業務の増大により、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。
- (2) 感染拡大に備え、保健師や臨床検査技師の増員などにより、体制を強化できるように財政支援の拡充を図ること。
- (3) PCR検査の充実をはじめ試薬や検査機器など感染拡大防止対策に必要な資機材の安定的な調達・供給を図るとともに、検査に係る人材を確保するなど、検査体制強化のためのソフト・ハード両面での財政面を含めた支援の強化を図ること。

3. クルーズ船等の対応について〔継続3回〕

~~新型コロナウイルスの感染者令和2年4月20日に乗員の新型コロナウイルス感染症への感染が確認され、その後クラスターが発生した外国籍クルーズ船「ユスタ・アトランチカ号」への対応については、市中で発生したケースと同様、外国人旅行者として扱うこととなり、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応しているところである。~~

しかしながら、船籍に関わらず大型クルーズ船の乗員、乗客は、数千人にもなり、ひとたび船内で集団感染が発生すれば、マンパワーが限られる地域の保健所では対応が困難であると思慮される。

また、船籍国、船舶所有者、運航会社の責任範囲について、国際的なルールの明確化が必要であると考えている。

検査費用及び入院患者の医療費についても、感染症法に基づき、地元自治体が費用の一部を負担することとなり、交付税措置はあるもののかなりの財政負担を強いられる。

現在、地方負担分については、令和2年度補正予算で追加された内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっているところであるが、引き続き、地方の財政負担を軽減する仕組みが必要であると考えている。

よって、検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船等において感染症の集団感染が発生した場合の対応及び費用負担について、国が責任を持って対応するよう必要な法整備や国際ルールの明確化、体制整備を行うこと。

(説明)

・ 文言の修正を行うもの。(長崎市)

4. 地方財源の確保について〔継続3回〕

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策など地方の実情に応じた様々な取り組みを今後も引き続き行っていく必要がある。令和3年12月8日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金~~（事業者支援分）~~の追加交付措置がなが決定されたが、今後も各市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策を行っていくことができるよう、感染症の動向を注視し、必要に応じて追加の交付を行うなど柔軟に支援交付金の更なる増額を行うこと。（長崎市）

（説明）

- ・今後も継続した取り組みを行う必要があるが、地域経済への影響が続いており、完全な収束や今後の先行きが、未だに見通せない状況である。そのため必要に応じて追加の交付を行うなど、柔軟に支援を行うよう要望するもの。（長崎市）

- (2) 令和5-4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保すること。（長崎市）

- (3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和2年度に追加された減収補てん債の対象税目について引き続き対象とすること。（長崎市）

（説明）

- ・R2年度に追加された減収補てん債の対象税目について、本市においてはR3年度の収入見込額は地方財政計画における収入見込を上回っているものの、感染症の拡大状況によって税収等は大きく左右され、安定した財政運営を行うための大きなリスクになることから、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、R2年度に追加された減収補てん債の対象税目を令和4年度も対象とするよう要望するもの。（長崎市）

5. 医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について〔継続
1 回〕

国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度及び介護保険制度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料（税）の減免に対する財政支援について、令和2年度とこれまでと同様に減免額の全額を国費により支援すること。（佐世保市）

（説明）

（理由）新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収したことによる保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて、令和2～3年度分は減免総額の10分の10の国費による支援措置が講じられることとなったが、その後に通知された令和4年度分取扱いについては、減免額全額を10分の10国費措置することにはなっていないため引き続き要望する必要があるもの。（佐世保市）

第2号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続3回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

④ 固定資産税については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、臨時的措置として償却資産及び事業用家屋に対する特例や土地の課税標準額の据置きなど各種の軽減措置等が行われているが、期限の到来をもって確実に終了すること。また、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇

幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は規定の負担調整措置を確実に実施すること。（佐世保市）

（資料 2-1 参照）

（説明）

- ・令和3年度においては、税制改正により先端設備等に係る特例措置が2年間延長されるとともに、令和3年度限りの措置として、土地の課税標準額を据え置く新たな措置が講じられている。令和4年度においては、商業地等の税額が上昇する土地について、評価額の2.5%分の税額までとすることとされた。

固定資産税については市町村税収の基幹税目であることから、令和5年度以降において現行制度の堅持を求めるもの（佐世保市）

（2）一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和4~~3~~年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化~~地域デジタル社会の推進~~、公共施設の脱炭素化~~の取組等の推進~~や~~消防・防災力の一層の強化~~防災・減災・国土強靱化のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

~~特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい者福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。~~（佐世保市、事務局）

（説明）

- ・令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの（佐世保市）
- ・「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する提言」から、一定の期間が経過したため、削除するもの（事務局）

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4・3年度の地方財政計画においては約1.85.5兆円となっている。~~おり、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。~~

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

(説明)

- ・令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの（佐世保市）

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

令和3年度において、義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

2. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備推進等について 〔見直し〕

（1）Society5.0 実現に向けての財政支援措置等について

Society5.0 の実現に向けて、光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、条件不利地域における整備が促進されるよう、新たな財政支援措置を講じること。

また、条件不利地域において地方公共団体、第三セクター又は通信事業者が整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう、要件の緩和を図ること。

（2）ユニバーサルサービス制度の見直しについて

ユニバーサルサービス制度を見直し、超高速ブロードバンド並びに5Gを含む携帯電話の情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とすること。

（3）超高速ブロードバンド利用者の負担軽減について

超高速ブロードバンドは重要な生活インフラであることから、サービス利用者の費用負担が軽減されるよう通信費用の低廉化に向けた取り組みを図ること。

(説明)

提言しない。(西海市、長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

- ・一部離島を除き県内各市とも実現しているため。また、国においても手厚い補助があるため。(西海市)

2-3. 地方消費者行政の拡充への支援等について〔継続4回〕

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、地方消費者行政推進交付金に代わりが逐次活用期限を迎える中、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、強化事業の対象となる事業が限定されており、さらに補助率も2分の1の以内で地方の負担が生じるなど発生しているため、地域の実情に応じたあわせた事業の実施が困難な状況である難しくなることから全額補助とするとともに、交付金対象事業の拡大を図るとして各々の地方公共団体が実施する重要な事業についても対象とすること。（長崎市、雲仙市）

（資料2-2 参照）

（説明）

- ・地方消費者行政に係る交付金の変遷経緯に応じた修正を加えるもの（長崎市）
- ・地方消費者行政強化交付金には、推進事業と強化事業があり、それぞれ補助率が異なるが、現行の提言文では、交付金全体の補助率が2分の1かのような表現になっているため事業名を加えるもの（雲仙市）

3-4. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続2回〕

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4-5. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続5回〕

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

(資料 2-3 参照)

5-6. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続2回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 2-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6-7. 廃棄物処理対策の強化について〔継続4回〕

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的

な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

（２）プラスチック資源循環促進法について

① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定と１年以内の施行に伴う新たなプラスチック廃棄物の処理体系が整備されることに併せて、各市町が積極的に資源ごみの再利用に取り組むことができるよう、資源ごみを資源として再利用する過程における中間処理費用を助成する制度を創設すること。

（説明）

提言しない（長崎市、南島原市）

- ・国により、プラスチック一括回収に伴い発生する費用の一部を地方交付税により手当てする見込みとの報道がされているため。（長崎市、南島原市）

（２）（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の~~販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。~~リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。（長崎市）

② 家電リサイクル法~~については、いわゆる家電４品目だけでなく、~~定められた対象品目（現家電４品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を~~等の大型・重量家電品について~~対象品目とする~~など制度の改善を図ること。~~（長崎市）

③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体~~が積極的にその対策に取り組めるよう、~~に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。（長崎市）

（説明）

- ・①、②は同内容の提言と表現を合わせたもの。③はこれまでの表現では不法投棄処分費用を一定、自治体で負担することを許容する内容となっていたが本来自治体で負担する必要のない費用であり、表現を変更するもの。（長崎市）

(3) ~~(4)~~ 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じること。

(4) ~~(5)~~ 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

(5) リチウムイオン電池等の適正処理について〔新規〕（長崎市ほか全市）

リチウムイオン電池等について、従来からプラスチック製容器包装などへの混入によるごみ収集車や処理施設での火災のリスクが問題視されているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によるプラスチック一括回収に伴い、そのリスクがより高まると考えられるため、製造・販売事業者に対し、自主回収の拡大や商品本体から電池等の取り外しが容易に行える製品構造設計を促すとともに、消費者への商品廃棄時における電池等取扱いに関する注意喚起を義務付けるなど適正処理の仕組みを整備すること。（長崎市）

（説明）

・リチウムイオン電池等のプラスチック製容器包装などへの混入による火災事故は全国で報告されており、環境省も注意を促しているものの、リチウムイオン電池等の処理・取扱いについては制度が追いついておらず。このままでは火災リスクが高まるため要望するもの（長崎市）

7-8. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続2回〕

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率

10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料 2-5 参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8 9. 治水事業に対する財政措置等について [継続 4 回]

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついでには、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和 6 年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

(資料 2-6 参照)

9 10. 地方バス路線維持対策について [継続 6 回]

平成 23 年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。

併せて、バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるよ

うに支援できる制度を構築すること。

さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。

(資料 2-7 参照)

10 11. 水道事業に対する財政措置の強化について〔継続 2 回〕

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 2-8 参照)

11 12. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について〔継続 4 回〕

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

(資料 2-9 参照)

12 13. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続 4 回〕

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

平成 23 年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットfoilや海上運送法第 20

条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてJR等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（2）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

（3）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

（4）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

（5）有事における離島航路の維持について〔新規〕

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（資料2-10 参照）

13 14. 離島航空路線の維持について〔継続 1 回〕

（１）機材の更新にかかる支援について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大にも繋がっており、今後とも安定的な路線の維持・確保が必要であるが、近年、当該路線では地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、運行する地方航空会社において機材更新が計画されている。今後の機材更新が課題となっている。

今後の機材更新には多大な費用が生じることから、航空路線の安定的な維持を図るため、しかしながら、離島航空路線運航費等補助金航空機等購入費補助金について、現行では対象外となるリース方式での機材調達経費も対象とするよう制度を見直すとともに、現行 45% である補助率を、国境離島地域に係る路線の場合には、沖縄路線に就航する場合と同等の 75% を適用すること。を受けている地方航空会社では、機材を更新するための経費が大きな負担となっていることから、地方航空会社と航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金並びにまた、離島航空路線運航費等補助金については、算定基礎となる標準単価と実単価に大きな差が生じていることから、実態に応じた見直しを行うを拡大すること。（壱岐市）

（説明）

- ・ 補助金見直しに関する要望を分かりやすく具体的に記載するもの（壱岐市）

（２）有事における離島航空路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（資料 2-11 参照）

14 15. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔継続 2 回〕

離島のガソリン価格については、平成 23 年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 2-12 参照)

15 16. 半島航路の維持・確保について〔継続 4 回〕

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路の PR や広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 2-13 参照)

17. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔更新〕（長崎市、

佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市）

⇒第13号議案 デジタル化の推進に関する提言に移動

16 18. 世界遺産保護のためのに係る財政支援措置について〔更新〕（南

島原市、長崎市、佐世保市、五島市、平戸市）

長崎県内には、平成27年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備整備事業等に対し、優先的に財政支援措置を講じるとともに、災害復旧事業における事前着手を認めるなど弾力的な運用を行うよう検討すること。

また、世界遺産の構成資産を含む周辺環境の開発が構成資産にもたらす負の影響を回避又は低減することを目的に、開発行為の実施主体が行う遺産影響評価に関して、世界遺産委員会がその必要性を言及しているが、現状、法的位置付けが明確でないことから、法整備を検討すること。（南島原市）

（資料2-14 参照）

（説明）

- ・世界遺産の保存修理等に多額の経費を要している中で、近年は豪雨や台風等の災害も増加しており、突発的な対応を含めて世界遺産保護のための財政負担は増加傾向にあるが、これらの経費に対する国の措置は十分でないことから、国に対する財政支援の要望を引き続き行うもの。
- また、世界遺産の公開活用についても、構成資産を公開活用するための整備は補助の対象となるのに対し、ガイダンス施設等の整備については確率的な財源がないことから、国に対する財政支援を要望するもの。なお遺産影響評価に関しては、現在、長崎県がマニュアル策定を進めているところであることから提言から除いたところである。（南島原市）

17 19. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔更新〕（長崎

市、佐世保市、諫早市、大村市）

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替え促進にもつながるものであるため、による大震火災等の災害の抑制につながることで、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

(説明)

- ・現在、商業活動の中心として機能してきた中心市街地の衰退が進行するなど、今後の県・市の経済に大きな影響を与えることが懸念されている。このような中、中心市街地の商業集積地において、活力に満ちた、安全安心で快適に暮らせるまちの実演に向け、市街地再開発事業の取組みが進められている。これは、大規模地震による火災などの災害の抑制につながるなど、地域の防災性の向上に大きく寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮していることから、これを計画的かつ着実に推進できるよう、予算確保を求めるもの。(長崎市)

18 20. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続4回〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

19 21. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔更新〕(長崎市ほか全市)

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、~~制度の拡充に伴い~~、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、~~建設後、相当年数を経過している学校が多く~~、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。(長崎市)

- (2) ~~学校施設の新増改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プー~~

~~ルやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースが多いため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。~~

~~また、学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きい~~ため、さらなる補助単価の増額を行うこと。（長崎市）

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

（説明）

・（1）学校施設の老朽化対策は計画的に進めているものの、学校敷地内の法面についての対策工事は施工範囲も広範で高額になることなどから、ほとんど着手できていないこと、また、近年の大雨災害による被害は全国的に頻繁に発生し、かつ甚大になることが多く、学校敷地内の法面に対する災害対策も重要性を増していることから要望するもの。

（2）現在全面改築事業を行っている学校の内示状況として、学校プールやグラウンド整備は採択されており、必要な財源が確保されているため削除するもの。

また、補助単価については、LED 照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増、脱炭素化先行地域などの学校施設 ZEB 化に向けた新たな単価加算の措置がなされるとのことだが、次のとおり、設計上の実工事費単価と比較すると、いまだ補助単価との乖離が大きいことから継続して要望を行うもの。（長崎市）

・実工事単価 約 362,000 円(R3 施工実績) ・補助単価(R4 想定) 246,000 円(R3 から 18.2%増)

20 22. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について〔更新〕（長崎市、佐世保市、諫早市）

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から令和 3 年度までの時限措置が令和 8 年度ま

での5年間延長されたところだが、~~となっているが~~、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるように~~することとしていた~~きたい。(長崎市)

(説明) 提言する(長崎市、佐世保市、諫早市)

・本年度12月に事業期間がR8年度まで延長されることとなったが、かねてよりの要望である期間の撤廃は行われなかったことから、今後も引き続き要望を行うもの。(長崎市)

・提言しない(雲仙市、南島原市)

期間撤廃ではないものの、一定の成果があったため(雲仙市)

21 23. 石綿含有~~建仕上塗材~~の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について〔継続6回〕

~~石綿含有仕上塗材に係る~~建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年度に法改正が行われ、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の報告義務が生じることとなった。~~・改造・補修に関して、平成29年5月30日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、一方、~~国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(2014)によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で280万棟あり、その解体のピークが令和10年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

この~~うした~~ことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るための~~適切な助成制度を図ること、その負担を軽減するため、~~石綿含有~~建仕上塗材~~の事前調査及び除去等に対する助成制度を新たに~~の~~創設する~~を図る~~こと。(長崎市)

(説明)

・直近の法改正の内容を盛り込んだ修正をおこなうもの(長崎市)

22 24. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続6回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

25. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続 3 回〕

⇒第 13 号議案 デジタル化の推進に関する提言に移動

23 26. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

〔継続 2 回〕

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3 密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

24 27. 地方創生拠点整備交付金の自由度向上について〔継続 2 回〕

地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、地方創生拠点整備交付金が創設されており、当該交付金は、地方公共団体が実施する施設整備等を想定している。

地方創生は、産学官金労言士の多様な関係者で取り組むものであることから、民間事業者等が実施する施設整備等について、国や地方が真に地方創生に資するものとして公共性を認める場合は、本交付金の対象となるよう制度改善を行うこと。

また、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年度の施設整備事業の採択要件の緩和を図ること。

25 28. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続 2 回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

26. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔新規〕〔長

崎市、平戸市、五島市、南島原市〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について特段の配慮を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が500以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取り組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとなっているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。（長崎市）

（説明）

- ・ゼロカーボンシティに向けた取り組みを加速させるにあたり、再生可能エネルギー導入・拡大をはじめとする各分野の取り組みにおいては、多年度にわたる計画を実現するための財政負担が大きく、また、具体的な行動を起こすにあたり、地域の現状・施策の効果を把握するためのデータ支援策の情報、専門的人材が不足しており、同時に脱炭素社会実現に向けた自治体の政策立案能力向上に向けた自治体職員の知見向上が必要となっていることから要望するもの（長崎市）

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団 体 名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
長 崎 市	1,646,392	1,644,571	50,631	40,792
佐 世 保 市	1,246,927	1,225,481	35,804	36,765
島 原 市	207,998	205,444	0	0
諫 早 市	1,865,676	2,051,862	36,391	33,740
大 村 市	848,626	804,721	19,613	19,814
平 戸 市	190,742	212,413	0	0
松 浦 市	175,349	181,779	0	0
対 馬 市	241,183	237,234	0	0
壱 岐 市	166,742	178,773	1,925	2,130
五 島 市	323,062	310,520	4,664	4,488
西 海 市	379,520	388,817	25,733	25,583
雲 仙 市	248,593	262,365	8,545	9,000
南 島 原 市	177,897	177,321	6,102	6,887
県内13市の合計	7,718,707	7,881,301	189,408	179,199

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和元年度及び令和2年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

消費者行政の状況調査

		長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口 (R3.12.1)		403,266	239,628	42,562	133,079	95,989	28,756	20,794	27,792	24,415	3,378	25,582	40,581	41,229
世帯数		186,483	103,601	16,941	53,610	39,686	11,908	8,694	12,502	9,663	16,383	10,982	15,221	15,848
(1)令和3年度消費者センター職員数(人)		25	8	3	5	6	5	2	3	1	5	6	5	8
	(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	5	6	5	2	3	1	4	4	4	6
	(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	1	1	1	1	2	2	2	2
	(4) (3)うち、資格保有者数(人)※1	5	2	1	2	2	0	1	0	0	1	1	1	2
令和3年度消費者行政に関する予算額 (正規職員の人件費、計量行政費は除く)(千円)		41,922	14,094	6,459	13,185	13,967	4,114	5,310	3,511	4,045	7,693	6,089	7,817	7,760
	特定財源:消費者庁基金(交付金)からの充当等(千円)	6,451	527	773	1,107	3,830	517	399	1,564	745	3,868	262	1,373	2,187
	(対予算の割合)	15.39%	3.74%	11.97%	8.40%	27.42%	12.57%	7.51%	44.55%	18.42%	50.28%	4.30%	17.56%	28.18%
	うち消費者行政推進補助金により相談員の人件費に充当する額(千円)	0	0	0	603	2,440	517	0	1,489	0	3,279	0	486	1,401
	(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	4.57%	17.47%	12.57%	0.00%	42.41%	0.00%	42.62%	0.00%	6.22%	18.05%
一般財源(千円)		34,926	13,567	5,686	12,044	10,136	3,587	4,911	1,947	523	3,825	5,827	6,444	5,573
(対予算の割合)		83.31%	96.26%	88.03%	91.35%	72.57%	87.19%	92.49%	55.45%	12.93%	49.72%	95.70%	82.44%	71.82%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円)【補助金＋一般財】		18,850	10,999	5,308	5,489	11,921	3,674	2,212	2,978	2,777	6,404	5,295	5,738	6,041
(対予算の割合)		44.96%	78.04%	82.18%	41.63%	85.35%	89.30%	41.66%	84.82%	0.00%	83.24%	86.96%	73.40%	77.85%
2年度相談件数(件)		3,400	2,074	444	843	713	133	178	46	100	258	106	298	232
元年度相談件数(件)		3,131	1,718	296	642	638	156	189	57	101	227	113	213	195

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

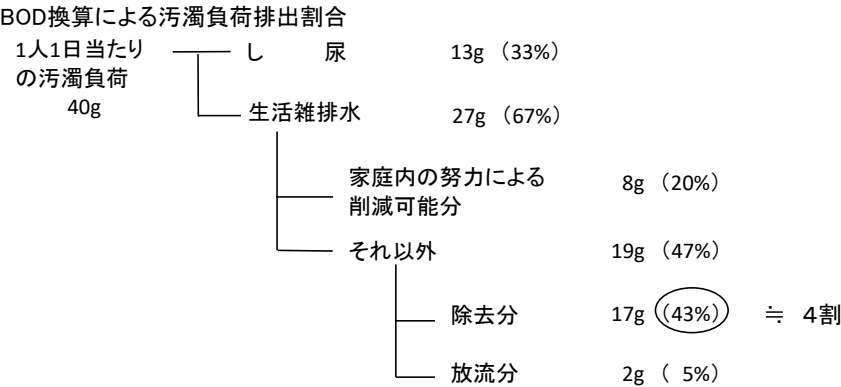
※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

令和2年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R3.3.31現在)									令和2年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,785	2,442	343	463	306	157	3,248	2,748	500	22	9,306
佐世保市	12,929	9,562	3,367	1,983	1,031	952	14,912	10,593	4,319	229	97,017
島原市	6,200	5,403	797	1,129	904	225	7,329	6,307	1,022	156	56,808
諫早市	7,711	7,221	490	1,043	691	352	8,754	7,912	842	164	75,078
大村市	1,116	1,090	26	334	287	47	1,450	1,377	73	12	5,412
平戸市	3,359	2,718	641	792	517	275	4,151	3,235	916	80	36,243
松浦市	1,497	1,343	154	353	217	136	1,850	1,560	290	47	18,026
対馬市	1,949	1,752	197	419	198	221	2,368	1,950	418	38	23,025
壱岐市	2,521	2,419	102	258	140	118	2,779	2,559	220	69	46,450
五島市	8,419	6,837	1,582	951	420	531	9,370	7,257	2,113	297	124,619
西海市	2,368	2,274	94	732	598	134	3,100	2,872	228	31	12,246
雲仙市	3,109	2,833	276	3,618	3,190	428	6,727	6,023	704	120	21,579
南島原市	5,434	4,495	939	827	607	220	6,261	5,102	1,159	146	84,038
合計	59,397	50,389	9,008	12,902	9,106	3,796	72,299	59,495	12,804	1,411	609,847

◎ 国庫補助基本額の考え方

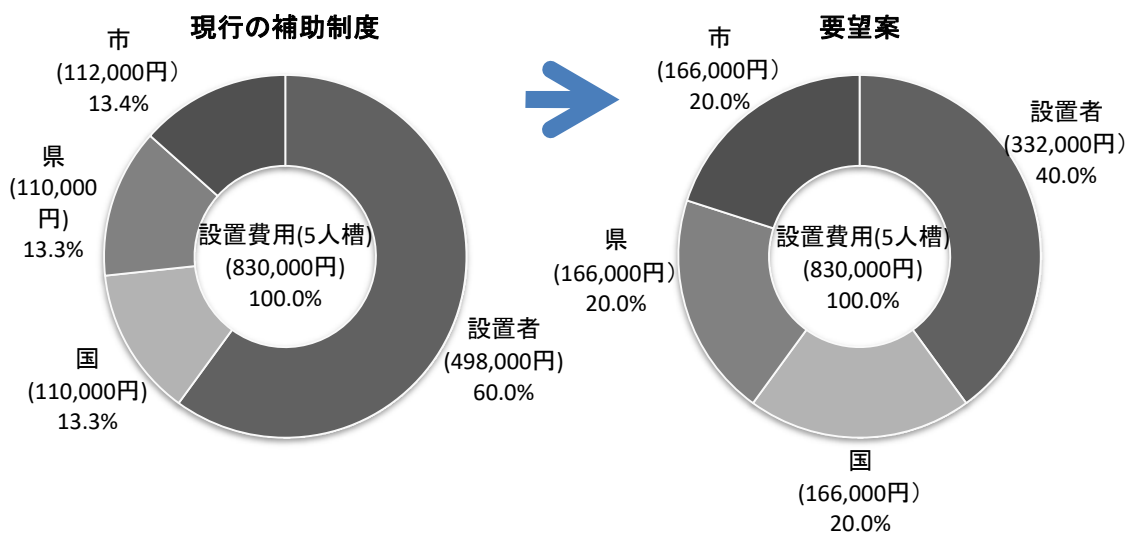
生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率(4割)として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。



○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R元年度)・・・年間約20,567円 水道局営業課業務係確認

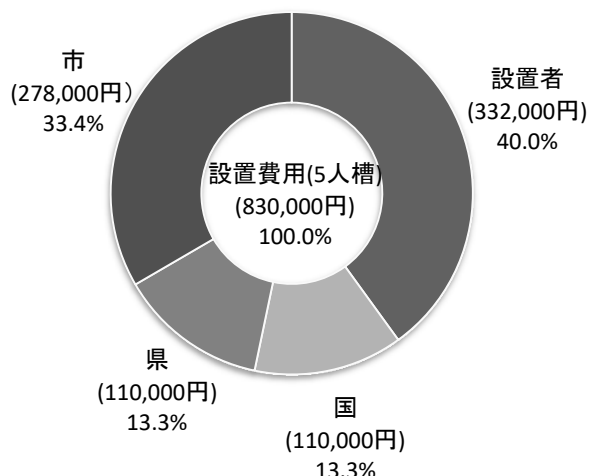
※維持管理費については、H22～R元年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

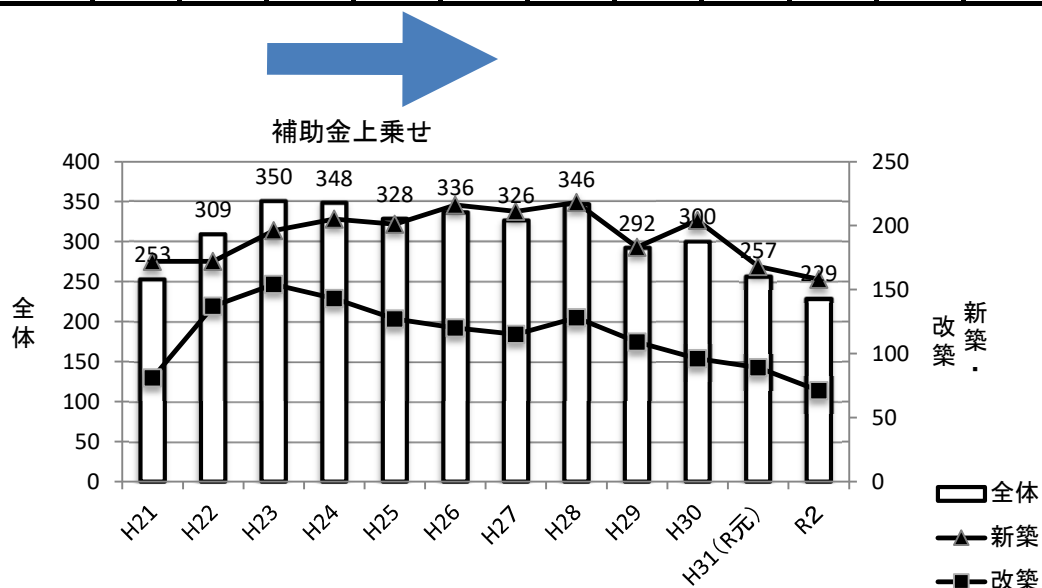
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158



公共下水道事業概要(R3.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	409,158	243,997	43,924	135,556	97,296	30,082	21,922	29,089	25,626	35,809	26,825	42,951	44,003
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	385,972	146,318	未着手	89,301	87,634	未着手	5,130	未着手	3,408	未着手	3,271	14,148	5,805
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	375,380	134,590		75,261	85,674		3,681		1,917		2,196	9,064	3,693
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,641		424		188		154	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.3	60.0		65.9	90.1		23.4		13.3		12.2	32.9	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.0		84.3	97.8		71.8		56.3		67.1	64.1	63.6
(6) 総事業費(千円)(J)	343,783,665	130,591,570		100,722,253	78,847,742		8,374,063		6,600,832		8,330,227	22,038,368	13,732,532
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,870,615	49,934,000		32,885,579	28,543,172		3,469,108		2,917,550		3,766,548	9,473,496	5,875,383
イ 企業債(千円)	184,181,853	67,477,840		50,653,266	40,729,804		3,983,100		3,021,000		3,793,783	9,933,300	5,644,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,342,980	3,777,029		4,901,048	2,611,149		114,702		85,898		66,937	148,303	171,483
エ その他(千円)	42,388,217	9,402,701		12,282,360	6,963,617		807,153		576,384		702,959	2,483,269	2,041,266
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,266,053	84,678,072		70,199,727	54,836,526		6,570,397		4,205,227		5,940,354	13,952,756	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,561,476	5,820,258		4,179,164	4,538,486		0		203,423		0	921,397	1,588,177
ウ 処理場費(千円)	104,866,016	38,744,340		20,433,202	18,887,469		1,770,801		2,192,182		2,389,873	6,735,614	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,301,113	275,968		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	14,090,120	1,348,900		1,609,047	309,293		32,865		0		0	428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	212,014,816	94,431,482		65,904,072	52,110,493		6,720,469		5,673,764		7,660,307	17,895,265	11,583,489
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	72.3		65.4	66.1		80.3		86.0		92.0	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,092	686		524	515		45		43		43	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m^3 /日)(L)	145,700	101,500		35,680	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠: 令和2年度決算統計(令和3年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	H 3 0 年 度	R 元 年 度	R 2 年 度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	9, 8 3 7	1 3, 8 2 4	1 3, 1 5 2	
島原市	1, 1 7 8	2, 3 6 0	2, 6 2 7	
諫早市	事業なし			
大村市	1, 0 9 7	1, 5 6 3	2, 3 1 4	
平戸市	6, 7 0 6	6, 2 4 8	6, 9 3 6	
松浦市	2, 0 1 5	1, 8 6 0	1, 8 5 6	
対馬市	2 8 5, 2 0 6	2 6 3, 1 1 2	2 7 1, 3 1 3	
壱岐市	5 8, 5 7 9	5 9, 8 7 2	6 1, 0 9 0	
五島市	8 5, 7 9 2	1 0 8, 0 8 1	1 1 2, 4 8 1	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	3, 0 1 3	3, 0 9 1	4, 1 9 3	
南島原市	2, 2 1 8	1, 1 9 7	1, 5 7 2	
合 計	4 5 5, 6 4 1	4 6 1, 2 0 8	4 7 7, 5 3 4	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
長崎市	2	3	5,407	4,451
佐世保市	9	9	10,055	16,029
島原市	0	0	0	0
諫早市	18	16	6,499	25,666
大村市	3	0	604	0
平戸市	3	1	2,637	54
松浦市	2	1	1,050	500
対馬市	56	74	18,706	24,299
壱岐市	3	1	189	2,469
五島市	4	2	2,628	2,639
西海市	0	0	0	0
雲仙市	5	5	1,441	1,432
南島原市	1	0	11,547	0
計	106	112	60,763	77,539

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和2年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,284,739
2	佐世保市	1	5,503,000	1	970,000	4	27,915,000
3	島原市	0	0	1	1,127,000	22	24,847,000
4	諫早市	8	65,454,000	0	0	65	255,984,000
5	大村市	2	16,761,000	0	0	12	97,564,000
6	平戸市	1	8,967,000	0	0	14	82,716,000
7	松浦市	2	19,670,500	0	0	11	74,536,000
8	対馬市	3	20,714,090	2	6,720,609	26	88,716,653
9	壱岐市	0	0	1	1,213,000	30	69,369,000
10	五島市	5	15,450,227	2	2,812,195	25	91,484,578
11	西海市	1	6,000	0	0	6	52,296,000
12	雲仙市	0	0	0	0	24	23,037,000
13	南島原市	0	0	1	3,605,000	26	55,386,000
合計			152,525,817		16,447,804		1,037,135,970

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,483,607
2	佐世保市	2	3,881,821
3	島原市	1	3,843,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	25,483,320
8	対馬市	5	1,870,798
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,702,928
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		30	44,265,474

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,442,804	192,218	2,635,022	506,093	19.2%
佐世保市	1,518,619	385,911	1,904,530	234,738	12.3%
島原市	338,798	14,053	352,851	176,020	49.9%
諫早市	991,526	41,165	1,032,691	274,237	26.6%
大村市	652,908	－	652,908	98,736	15.1%
平戸市	672,721	－	672,721	116,082	17.3%
松浦市	479,709	－	479,709	23,185	4.8%
対馬市	627,397	－	627,397	21,824	3.5%
壱岐市	887,135	－	887,135	5,557	0.6%
五島市	526,130	80,956	607,086	30,293	5.0%
西海市	654,996	32,976	687,972	22,175	3.2%
雲仙市	542,949	－	542,949	64,165	11.8%
南島原市	871,321	－	871,321	93,562	10.7%
合 計	11,207,013	747,279	11,954,292	1,666,667	13.9%

※令和元年度（令和2年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については令和2年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (R2年5月調査)	令和元年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (R2年5月現在)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	295	30	県営	19	295	35	県営	22
				県費補助	11			県費補助	13
2	佐世保市	208	40	県営	24	205	49	県営	28
				県費補助	16			県費補助	1
3	諫早市	136	11	県営	1	137	9	県営	0
				県費補助	10			県費補助	9
4	大村市	20	0	県営	0	20	1	県営	0
				県費補助	0			県費補助	1
5	島原市	1	1	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	2	県営	2	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	5	県営	3	66	1	県営	1
				県費補助	2			県費補助	0
9	五島市	32	3	県営	3	32	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	60	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	133	0	県営	0	133	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	1	県営	0	40	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
13	西海市	93	5	県営	3	93	4	県営	2
				県費補助	2			県費補助	2
合計		1196	99	県営	55	1194	107	県営	59
				県費補助	44			県費補助	28

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ

建造：1989年3月

運航：佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友

建造：1989年6月

運航：東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世

建造：1989年9月

運航：JR九州高速船



KJ04 929-117 ペガサス

建造：1990年3月

運航：九州商船



KJ05 929-117 ビートル

建造：1990年4月

運航：JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3

建造：1990年7月

運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 ペガサス2

建造：1990年10月

運航：九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世

建造：1991年2月

運航：JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナス

建造：1991年3月

運航：九州郵船



KJ10 929-117 すいせい

建造：1991年4月

運航：佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット

建造：1991年6月

保有：隠岐広域連合 運航：隠岐汽船



KJ12 929-117 トッピー2

建造：1992年4月

運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トッピー3

建造：1995年3月

運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁

建造：1994年6月

運航：東海汽船



KJ15 929-117 ロケット

建造：1994年6月

運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結

建造：2020年6月

運航：東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トッピー7

建造：1978年6月

運航：種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 ぎんが

建造：1979年11月

運航：佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 愛

建造：1980年8月

運航：東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹

建造：1981年2月

川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2

建造：1984年6月

運航：種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2

建造：1985年4月

運航：九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

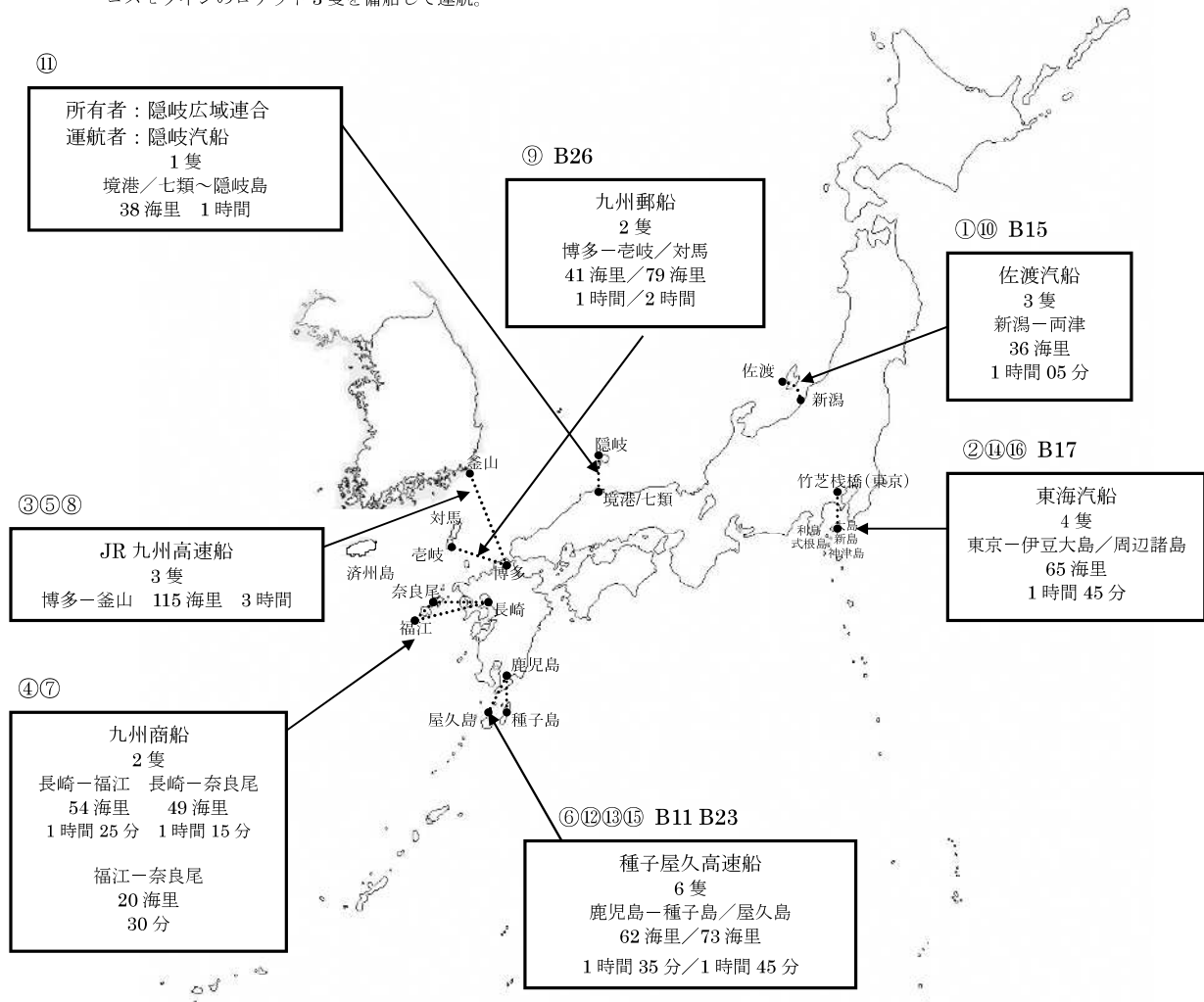
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

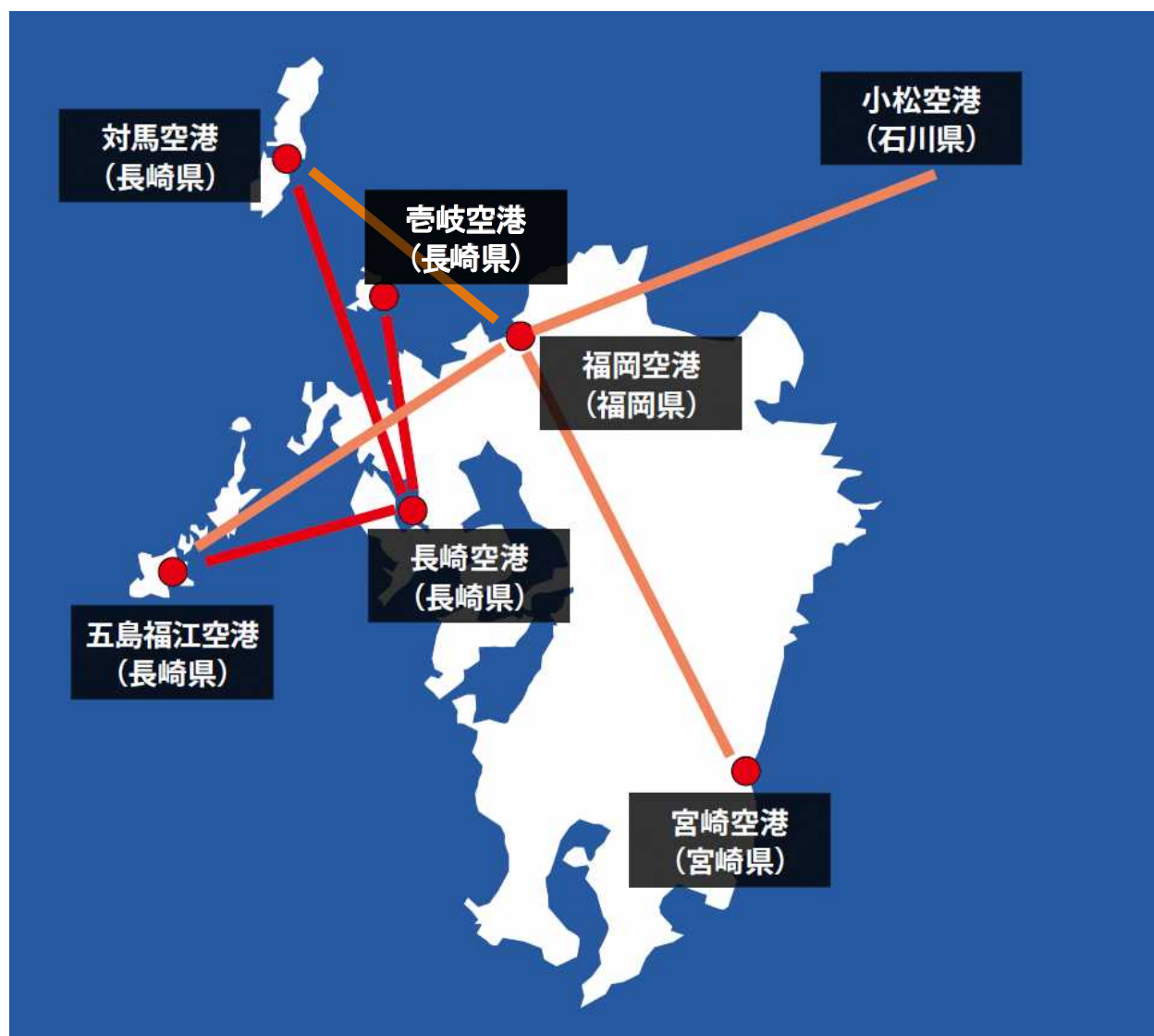
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	6	1	6	13	1	2	2	31

※R3 は、令和3年4月から12月まで

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

(単位:円/L)

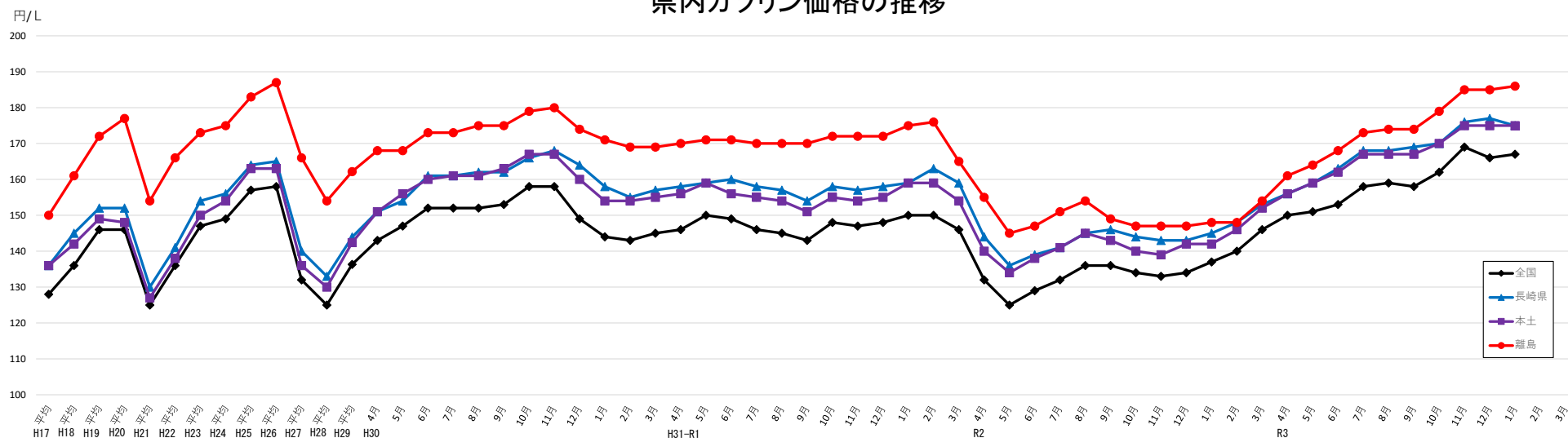
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平成30年度												平成31年度・令和元年度											
月	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	128	136	146	146	125	136	147	149	157	158	132	125	136	143	147	152	152	152	153	158	158	149	144	143	145	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146
長崎県	136	145	152	152	130	141	154	156	164	165	140	133	144	151	154	161	161	162	162	166	168	164	158	155	157	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	155
本土	136	142	149	148	127	138	150	154	163	163	136	130	142	151	156	160	161	161	163	167	167	160	154	154	155	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154
離島	150	161	172	177	154	166	173	175	183	187	166	154	162	168	168	173	173	175	175	179	180	174	171	169	169	170	171	171	170	170	170	172	172	175	176	165	
下五島	152	163	172	179	156	165	175	173	180	184	163	151	157	164	164	169	169	176	176	182	182	176	176	173	173	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	171
上五島	153	164	173	176	152	163	170	176	184	187	166	155	161	168	168	174	174	179	179	187	187	182	181	181	181	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	177
舌岐	148	157	168	172	154	164	172	173	183	188	168	155	156	160	160	166	166	166	167	173	175	172	163	163	163	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167
対馬	152	163	173	180	155	169	176	177	185	190	167	156	170	176	175	180	180	181	180	180	182	174	171	171	171	171	171	172	174	171	171	173	172	172	172	175	15
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	

※平成17～29年度は年度平均価格

年度	令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167		
長崎県	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175		
本土	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175		
離島	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186		
下五島	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190		
上五島	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197		
舌岐	162	151	153	154	157	159	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191		
対馬	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175		
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8		
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%		

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内ガソリン価格の推移



軽油の店頭小売価格の推移

(単位:円/L)

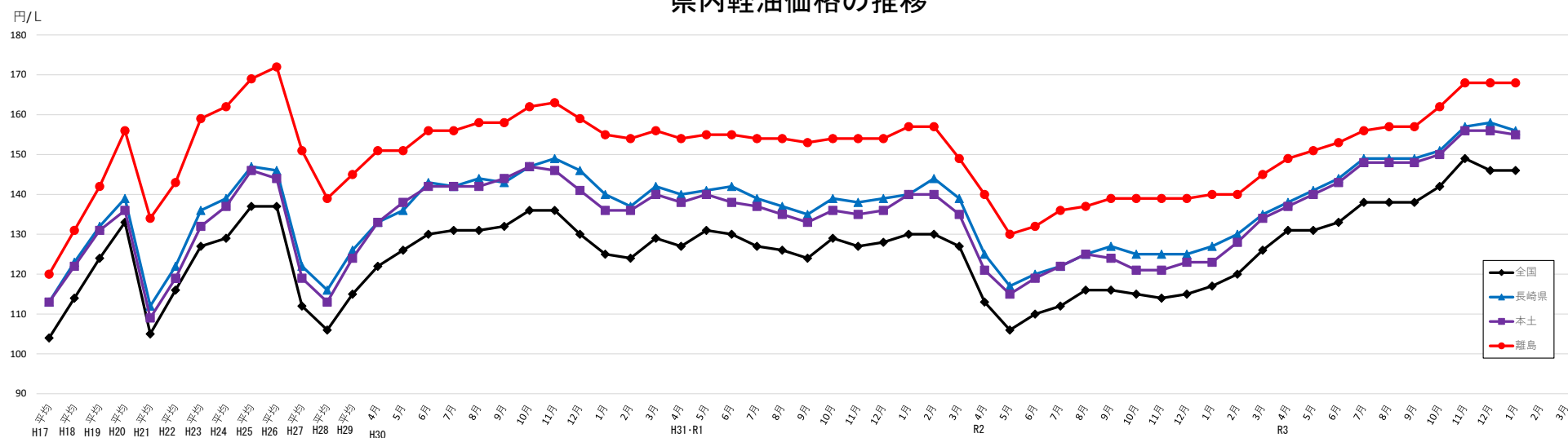
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平成30年度										平成31年度・令和元年度													
月	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	104	114	124	133	105	116	127	129	137	137	112	106	115	122	126	130	131	131	132	136	136	130	125	124	129	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	12
長崎県	113	123	132	139	112	122	136	139	147	146	122	116	126	133	136	143	142	144	143	147	149	146	140	137	142	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	13
本土	113	122	131	136	109	119	132	137	146	144	119	113	124	133	138	142	142	144	147	146	141	136	136	140	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	13	
離島	120	131	142	156	134	143	159	162	169	172	151	139	145	151	151	156	156	158	158	162	163	159	155	154	156	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	14
下五島	119	130	138	156	139	145	159	161	167	169	147	136	142	150	150	155	155	162	162	168	182	163	163	159	159	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	15
上五島	126	133	141	153	136	141	161	167	175	174	152	141	146	154	154	159	159	164	164	172	187	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	164	164	164	169	16
苓岐	119	129	143	155	130	138	155	157	166	169	152	139	138	140	140	146	146	146	147	154	175	154	146	146	146	146	148	150	148	148	147	149	147	150	155	153	14
対馬	121	133	143	157	135	148	163	167	173	176	153	141	150	158	157	162	162	163	162	182	158	153	153	153	153	153	154	156	153	153	153	153	154	153	153	153	14
内経油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

※平成17～29年度は年度平均価格

[illegible]

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移



灯油の店頭小売価格の推移

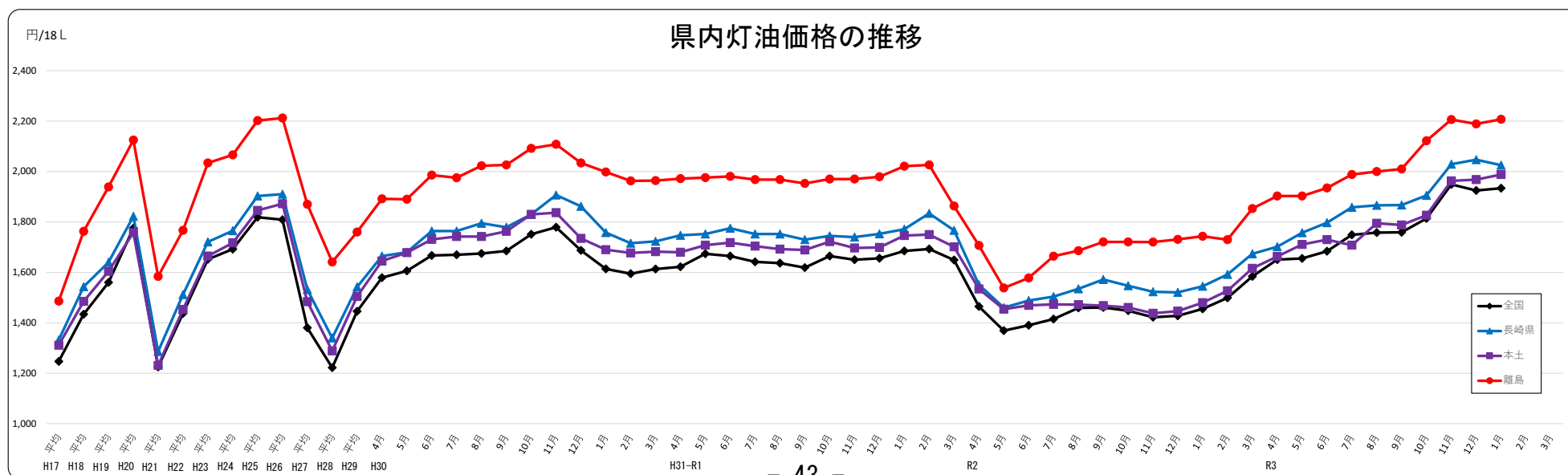
(単位:円/18L)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度												平成31年度・令和元年度											
月	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,247	1,434	1,560	1,775	1,225	1,437	1,652	1,692	1,819	1,809	1,380	1,222	1,445	1,579	1,606	1,667	1,670	1,675	1,685	1,751	1,779	1,687	1,614	1,595	1,613	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,641
長崎県	1,332	1,543	1,640	1,822	1,286	1,512	1,721	1,765	1,903	1,910	1,532	1,340	1,542	1,665	1,680	1,764	1,764	1,795	1,779	1,830	1,907	1,862	1,758	1,716	1,723	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,761
本土	1,311	1,485	1,604	1,758	1,231	1,453	1,665	1,717	1,846	1,872	1,484	1,289	1,505	1,645	1,678	1,731	1,742	1,742	1,763	1,830	1,837	1,735	1,690	1,677	1,682	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701
離島	1,486	1,763	1,939	2,125	1,584	1,767	2,034	2,066	2,202	2,212	1,870	1,641	1,760	1,892	1,890	1,986	1,975	2,023	2,026	2,092	2,108	2,034	1,998	1,963	1,964	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,861
下五島	1,466	1,733	1,913	2,103	1,633	1,639	1,910	1,990	2,108	2,162	1,785	1,510	1,615	1,753	1,753	1,847	1,802	1,958	1,958	2,062	2,062	1,936	1,963	1,900	1,900	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	
上五島	1,633	1,817	1,936	2,129	1,693	1,742	2,092	1,958	2,133	2,135	1,783	1,549	1,616	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,100	2,100	2,010	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,900	
壱岐	1,406	1,660	1,840	2,090	1,584	1,765	2,039	2,042	2,221	2,238	1,916	1,694	1,723	1,809	1,809	1,962	1,962	1,962	1,980	2,088	2,142	2,088	1,989	1,944	1,944	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971
対馬	1,603	1,882	2,050	2,170	1,641	1,861	2,091	2,177	2,267	2,254	1,926	1,724	1,936	2,070	2,064	2,124	2,124	2,130	2,124	2,130	2,097	2,040	2,038	2,040	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,781	

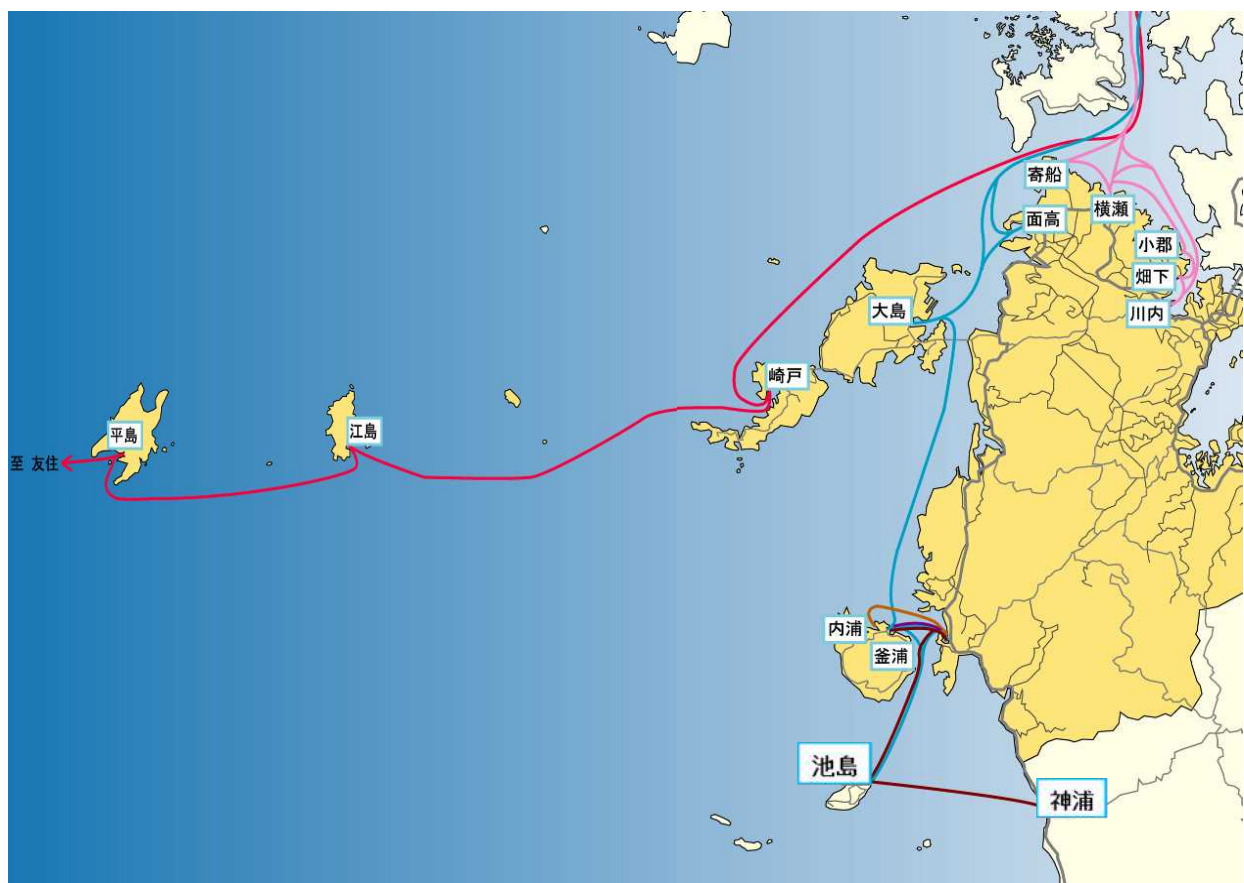
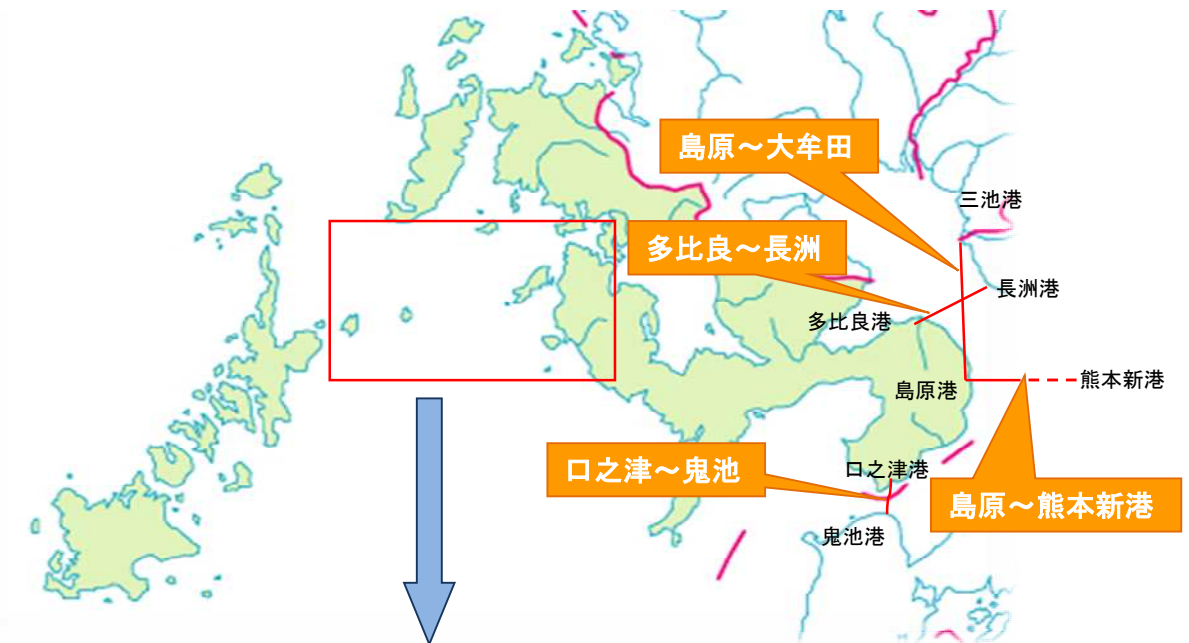
※平成17～29年度は年度平均価格

年度	令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934		
長崎県	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025		
本土	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988		
離島	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207		
下五島	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192		
上五島	1,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200		
杵岐	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457		
対馬	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054		

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韭山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第3号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続2回〕

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について〔継続 2 回〕

（1）新たな財政措置について

将来にわたり 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

（2）減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成（現物給付化）については、平成 30 年度から療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置が廃止されたが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。

（資料 3-1 参照）

（3）国民健康保険税（料）における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあつては、保険税（料）は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続 2 回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて〔継続 2 回〕

コロナ禍という特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

	令和2年度の実績(人)		令和2年度に減額された金額(円)		
	対象	対象者数	療養給付費等負担金	国財政調整交付金(普調)	計
長崎市	小・中学生	3,984	5,734,902	3,364,943	9,099,845
	ひとり親等	1,866	8,641,772	4,929,977	13,571,749
	重度心身障	3,293	102,760,704	58,457,789	161,218,493
平戸市	小・中学生	436	335,817	101,997	437,814
対馬市	小・中学生	443	556,183	167,244	723,427

第4号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について〔継続3回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 4-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりをもたせる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置等を講じること。

（３）救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第5号議案

福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 保健福祉施策等の充実強化について〔継続2回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について〔継続2回〕

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

・ 提言しない。(雲仙市)

(理由) 国において、厚生労働省所管の保育所と内閣府所管の認定こども園が統合される「こども家庭庁」の設置が検討されている。(雲仙市)

〔参考〕 こども家庭庁に関する国の動き

R3. 12. 21 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～の閣議決定がなされている

(3) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について〔継続2回〕

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

（４）生活保護制度の費用負担について〔継続 2 回〕

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

（５）保育所等への看護師の配置について〔継続 4 回〕

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。（長崎市）

（説明）

- ・医療的ケア児に係る看護師等の配置に係る財政措置と区別するため、文言を一部修正するもの。（長崎市）

（６）インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

〔新規〕（大村市、佐世保市、諫早市）

令和 5 年 1 0 月から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となるが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高 1 千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。（大村市）

（説明）

- ・シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に貢献している。

その会員は、これまで基準期間の課税売上高が 1 千万円以下の個人事業主として消費税の納税義務が免除されていたが、令和 5 年 1 0 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が新たに導入されることとなったため、会員が適格請求書発行事業者として登録を行わなかった場合、センターは会員への配分金に含まれる消費税を新たに負担し、捻出する必要がある。

このことは、収支相償が原則の公益法人であるセンターにとって、新たな税負担の財源はなく、今後の運営に大きな支障を来すこととなる。

また、会員が適格請求書発行事業者として登録を行った場合には、会員はわずかな売上高にもかかわらず新たに消費税の納税義務が発生し、地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいをそぐこととなる。

よって、インボイス制度の導入にあたっては、センターと会員の取引について、センターの本来の活動意義を考慮し、センターの安定的な事業運営のために適切な措置を講じるもの。（大村市）

・〔参考〕本件におけるこれまでの全国市長会等での要望の経過
 全国市長会 R3 年 6 月提言において同趣旨の要望がなされ、厚生労働省より“全国シルバー人材センター事業協会と支援方法について調整を図る”との回答がなされている。

2. 障害者福祉施策の充実強化について〔継続 4 回〕

（1）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国 1 / 2）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（資料 5-1 参照）

3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔継続 5 回〕

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

（1）放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

（2）小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

（3）借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

4. 民生委員・児童委員の担い手の確保について〔継続 5 回〕

近年の地域社会においては、急速な高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、孤立死や児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

このような中、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者等をターゲットにした悪質商法の被害防止への対応、避難行動要支援者への支援など、新たに担うべき役割は増加している。

一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、制度の重要性が十分に周知されていないことなどから、民生委員・児童委員の担い手は全国的にも確保が難しい状況にある。

これらのことから、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(1) 民生委員・児童委員に対する支援の強化

令和2年度から民生委員・児童委員活動費1人あたりの交付税措置が60,200円に増額されたが、各自治体においては、活動の実態を踏まえ、単独で財政支援を行っている。

民生委員・児童委員が担う活動等への期待がますます高まる中、活動の対象や範囲も拡大している状況にあり、担い手の確保が困難になっていることから、今後、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

(2) 民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員制度の理解を深めるため広報やテレビ番組等で、民生委員・児童委員の活動を更に国民・住民へ周知すること。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる環境づくりに配慮するため、民生委員・児童委員制度への理解と働きかけを講じること。

(3) 活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員の関わり方として、法律や通知には「連携や協力」と規定されているが、具体的な内容が記されていないため、現場の解釈により民生委員・児童委員が活動されている場合もあり、活動の基準を国において定めること。

また、民生委員・児童委員が個人情報を取扱う際の取扱基準を制定し、手順や指針を示すこと。

(資料5-2 参照)

令和2年度 地域生活支援事業費(実績)

(単位:円)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率 (事業費の1/4) との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	301,454,842	120,332,000	39.9	60,165,000	20.0	120,957,842	40.1	45,594,131	208,710,754	109,270,619	2,708,751	13,375,225	83,356,159
佐世保市	122,904,630	45,186,000	36.8	22,592,000	18.4	55,126,630	44.8	24,400,472	90,583,423	9,521,750	2,672,493	9,161,250	69,227,930
島原市	35,572,881	13,695,000	38.5	6,847,000	19.2	15,030,881	42.3	6,137,661	20,822,123	2,989,204	1,764,626	5,626,250	10,442,043
諫早市	84,303,776	31,307,000	37.1	15,653,000	18.6	37,343,776	44.3	16,267,832	53,262,854	9,821,006	14,195,451	963,650	28,282,747
大村市	78,613,971	29,166,000	37.1	14,583,000	18.6	34,864,971	44.3	15,211,478	26,415,804	5,783,607	7,136,017	0	13,496,180
平戸市	43,247,636	14,377,000	33.2	7,188,000	16.6	21,682,636	50.2	10,870,727	34,837,928	28,232,257	196,470	551,250	5,857,951
松浦市	18,270,019	6,108,000	33.4	2,824,000	15.5	9,338,019	51.1	4,770,514	15,580,123	8,833,892	138,889	1,300,000	5,307,342
対馬市	42,202,020	15,800,000	37.4	7,633,000	18.1	18,769,020	44.5	8,218,515	29,945,374	19,298,836	2,464,260	2,325,000	5,857,278
壱岐市	66,535,938	22,924,000	34.5	11,462,000	17.2	32,149,938	48.3	15,515,953	63,183,554	20,395,295	36,327,248	937,500	5,523,511
五島市	38,490,323	14,247,000	37.0	7,123,000	18.5	17,120,323	44.5	7,497,742	8,749,417	728,945	947,862	0	7,072,610
西海市	13,412,292	5,202,000	38.8	2,601,000	19.4	5,609,292	41.8	2,256,219	8,096,716	265,880	2,321,037	0	5,509,799
雲仙市	31,244,476	11,275,000	36.1	5,637,000	18.0	14,332,476	45.9	6,521,357	16,730,644	6,071,342	815,585	0	9,843,717
南島原市	36,934,015	13,501,000	36.6	6,750,000	18.3	16,683,015	45.1	7,449,511	17,181,458	849,569	926,020	4,776,120	10,629,749
合 計	913,186,819	343,120,000	37.6	171,058,000	18.7	399,008,819	43.7	170,712,112	594,100,172	222,062,202	72,614,709	39,016,245	260,407,016

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

民生委員・児童委員配置状況

R4.1.1現在
(単位：人)

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	920	92	958	870	88	54	50	4
佐世保市	628	560	68	603	536	67	25	24	1
島原市	111	97	14	108	95	13	3	2	1
諫早市	322	290	32	311	279	32	11	11	0
大村市	191	179	12	174	162	12	17	17	0
平戸市	128	108	20	126	106	20	2	2	0
松浦市	94	82	12	92	80	12	2	2	0
対馬市	137	124	13	136	123	13	1	1	0
杵岐市	95	87	8	94	86	8	1	1	0
五島市	168	146	22	152	134	18	16	12	4
西海市	109	99	10	107	97	10	2	2	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	161	145	16	159	143	16	2	2	0
市 計	3,292	2,959	333	3,156	2,833	323	136	126	10

第6号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続2回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 6-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続2回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第7号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔継続1回〕

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第8号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート^{〔継続3回〕}の着実な整備について

~~九州新幹線西九州ルートについては、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。~~

~~地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。~~

~~（1）令和4年度秋頃の開業を着実にを行うこと。~~

（2-1）令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5-4年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。

（3-2）国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。

（4-3）JR九州に対して西九州新幹線暫定開業時の日程や運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないように調整を図ること。

（5-4）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

（6-5）令和4年度秋頃の西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）の開業に伴い、向け沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。（長崎市）

（説明）

九州新幹線西九州ルート一部開業の決定に伴い、工事進捗などの文言を削除するとともに文言の修正を行うもの。（長崎市）

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続3回〕

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

（1）西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないようにすること。
- ② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

（2）フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルート of 全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について〔継続3回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いており、特に車両検査については予算自体が配分されない状況となっている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、次の事項の実現に努めること。国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

（1）国の要綱に定める補助率上限での補助交付

(2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ

(3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実（佐世保市）

説明)

- ・ 要望項目を箇条書きに変更することで要望内容を明確化し、併せてより適切な表現に改めるもの。
(佐世保市)

九州新幹線西九州ルート 概要図 (令和4年度秋頃暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分（現行「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮）

【国土交通省試算】

第9号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続2回〕（資料9-1参照）

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要なとする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

2. 道路網の整備について〔継続3回〕（資料9-2参照）

（1）高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期事業化

~~② 九州横断自動車道の整備促進~~

~~九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。~~

~~ア 長崎IC～長崎芒塚ICの4車線化の早期供用開始に向けた事業促進~~

説明)

・令和3年度末完成予定のため（雲仙市）

③② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 IC 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定
- オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用

④③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

⑤④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備
 - （ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成
 - （イ）西海市西彼町大串から時津町日並郷間の早期着手
- イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化
- ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑥⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

⑦⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

説明)

・新たな広域道路ネットワーク路線の候補路線として、「島原半島西回り道路」が新規に位置付けられ、島原半島南部（雲仙市～南島原市）において緊急搬送や防災対策などの課題があり、調査検討を要望するもの。（雲仙市）

（2）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパス、中でも小浜町富津地区防災対策の早期事業化

説明)

・国、県及び島原半島 3 市による「国道 57 号（愛野～小浜）道路検討会」において、小浜町富津地区に防災面や交通安全面での課題が集中していることから早期の対策案の検討が必要であると結論付けられたことから、当地区における防災対策の早期事業化を要望するもの。（雲仙市）

③ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

④ 一般国道 382 号の整備促進

⑤ 一般国道 384 号の整備促進

⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（3）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 9-3 参照)

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔継続 1 回〕

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔更新〕（長崎市、佐世保市、諫早市）

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成 30 年度より大型車交通量（大型車 250 台／日・1 方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。（長崎市）

説明)

- ・大型車交通量の条件が設けられて以降、通常時の道路の状態で、適用される道路はないと言ってよい状況であるため、引き続き強く条件の緩和を提案することとする。（長崎市）

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔更新〕（平戸市、長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市）

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和 3 年 5 月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方に

~~においても無電柱化を推進することが求められている。~~

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

(平戸市)

説明)

・無電柱化事業は、防災性の向上、安全性・快適性の確保及び良好な景観形成の観点から提言してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢化等により、その必要性がさらに高まっている。また、これまでの長崎県の無電柱化の整備状況は、全路線における無電柱化の割合としては、1%にも満たない状況であり、全国の都道府県でも低いところに位置している。(H29年度末国土交通省データ 長崎県全国32位)

このような背景としては、高額な整備費用や技術的課題などが支障となっていることから、今後も財政措置の拡充をはじめ技術的進歩を促すなど総合的な支援が必要である。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」がR2年12月に閣議決定されたこと、加えてR3年5月に「無電柱化推進計画」が定められたことを受け、無電柱化事業を一層推進していくためには、引き続き国や県からの継続的な支援が必要である。(平戸市)

6. 港湾の整備促進について〔継続3回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について〔継続3回〕

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

○道路整備の状況

(単位:%)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	60.8	56.5	51.0	52.0
	改良率	91.6	62.9	51.0	54.3
全 国	整備率	67.7	58.4	59.5	59.8
	改良率	92.9	70.7	59.5	62.2

※道路統計年報より(平成31年4月1日現在)

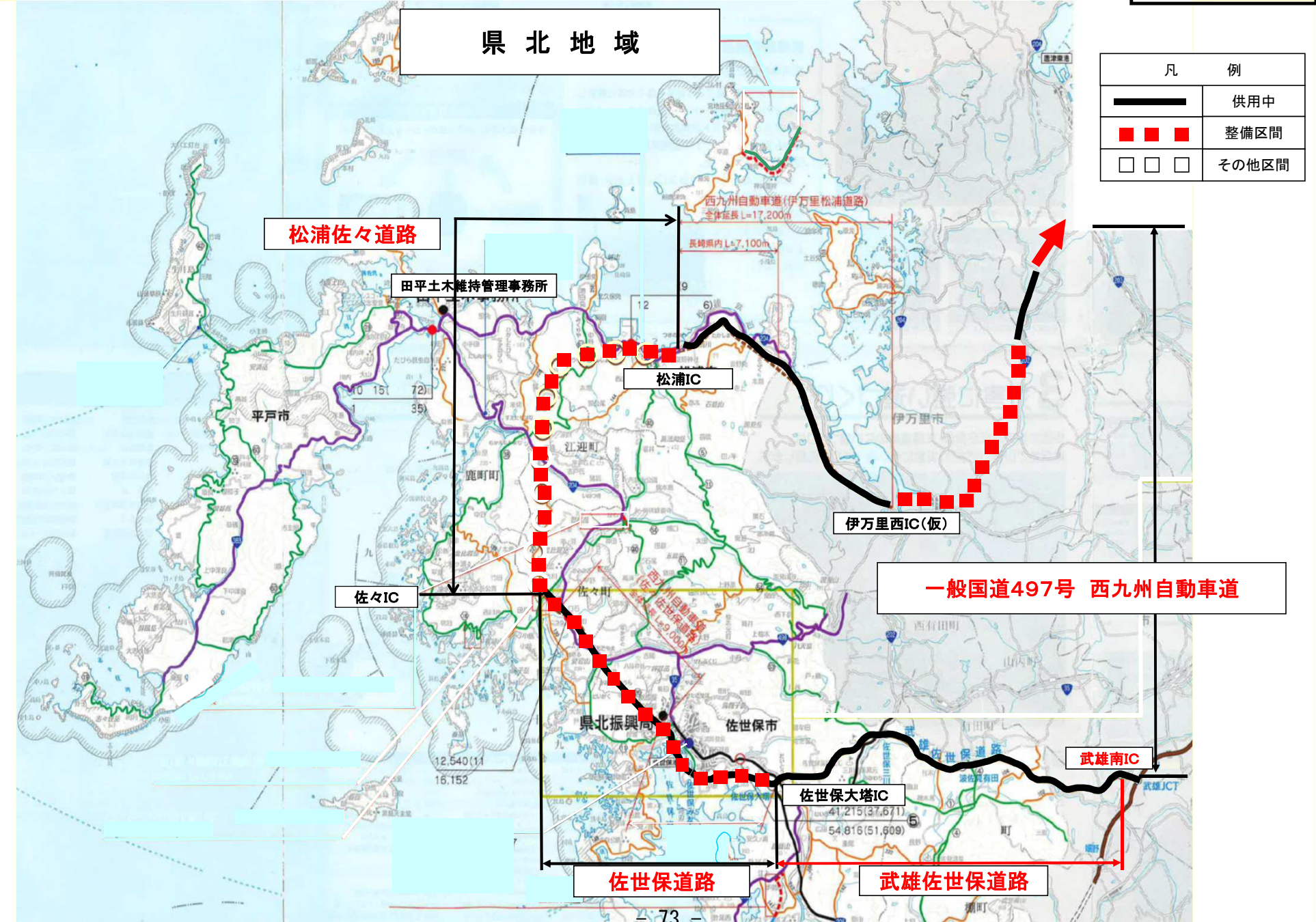
○道路関係経費の状況

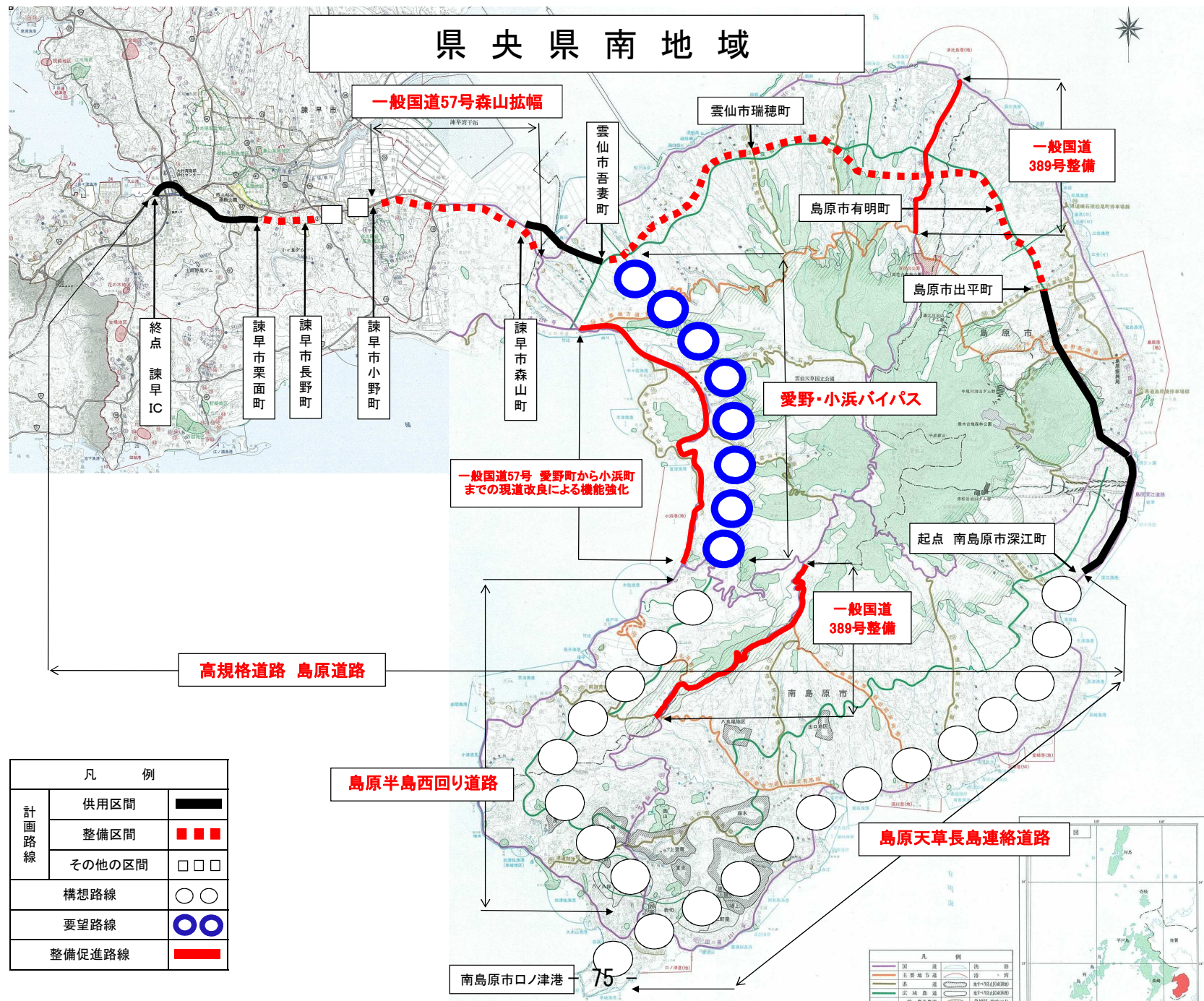
(千円)

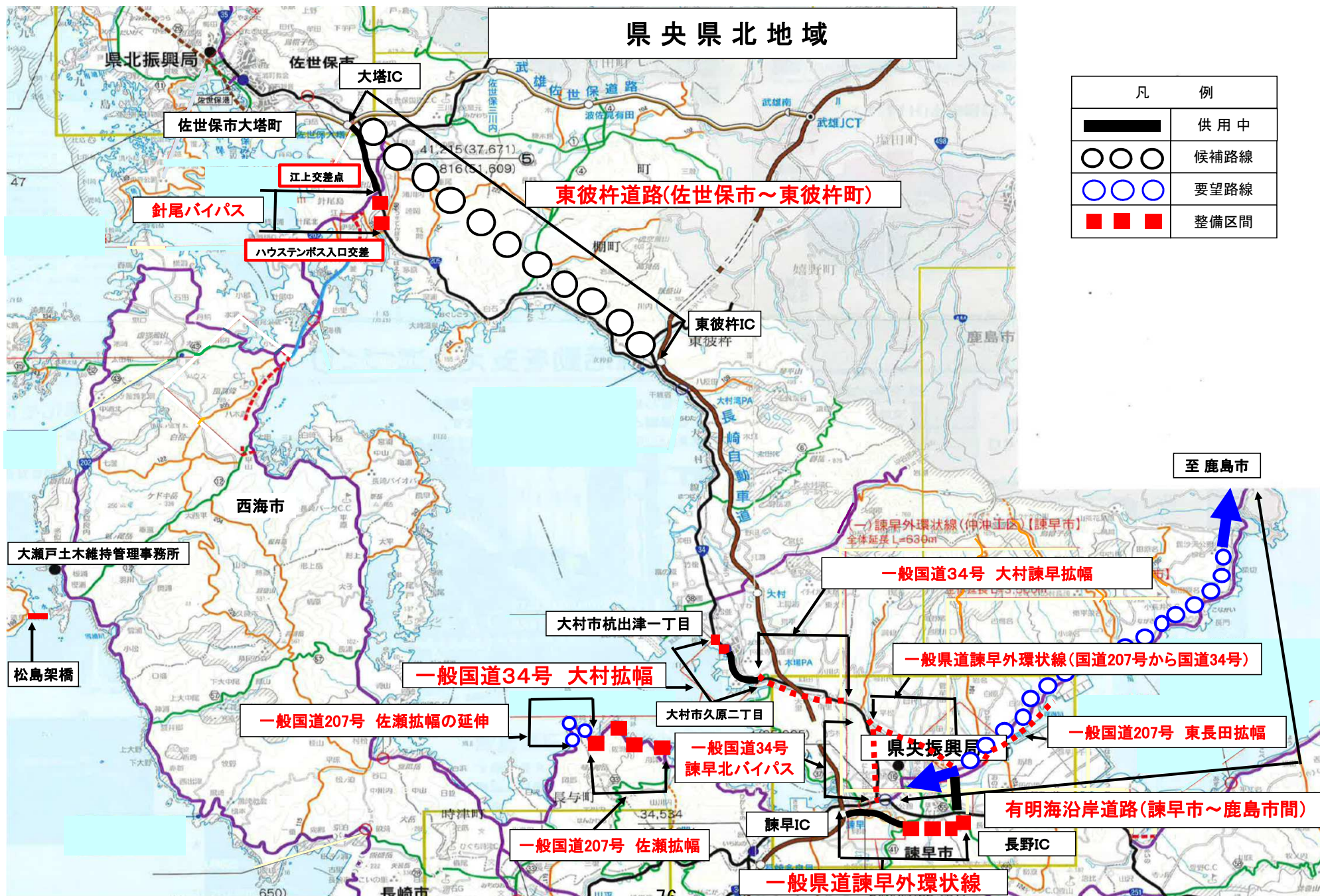
市名	経 費		差	
	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	(B)- (A)	(B)/(A)
長崎市	14,030,886	17,086,923	3,056,037	121.8%
佐世保市	4,392,084	4,735,655	343,571	107.8%
島原市	1,051,310	796,379	△ 254,931	75.8%
諫早市	3,520,426	3,009,853	△ 510,573	85.5%
大村市	2,062,967	1,865,715	△ 197,252	90.4%
平戸市	2,231,559	2,233,786	2,227	100.1%
松浦市	1,155,492	1,376,384	220,892	119.1%
対馬市	2,247,626	2,218,602	△ 29,024	98.7%
壱岐市	3,033,112	1,704,661	△ 1,328,451	56.2%
五島市	1,926,833	1,673,872	△ 252,961	86.9%
西海市	1,045,785	851,384	△ 194,401	81.4%
雲仙市	1,216,815	1,337,858	121,043	109.9%
南島原市	3,546,212	2,746,344	△ 799,868	77.4%
合 計	41,461,107	41,637,416	176,309	100.4%

※平成30・31年度地方財政状況調査(表70)より

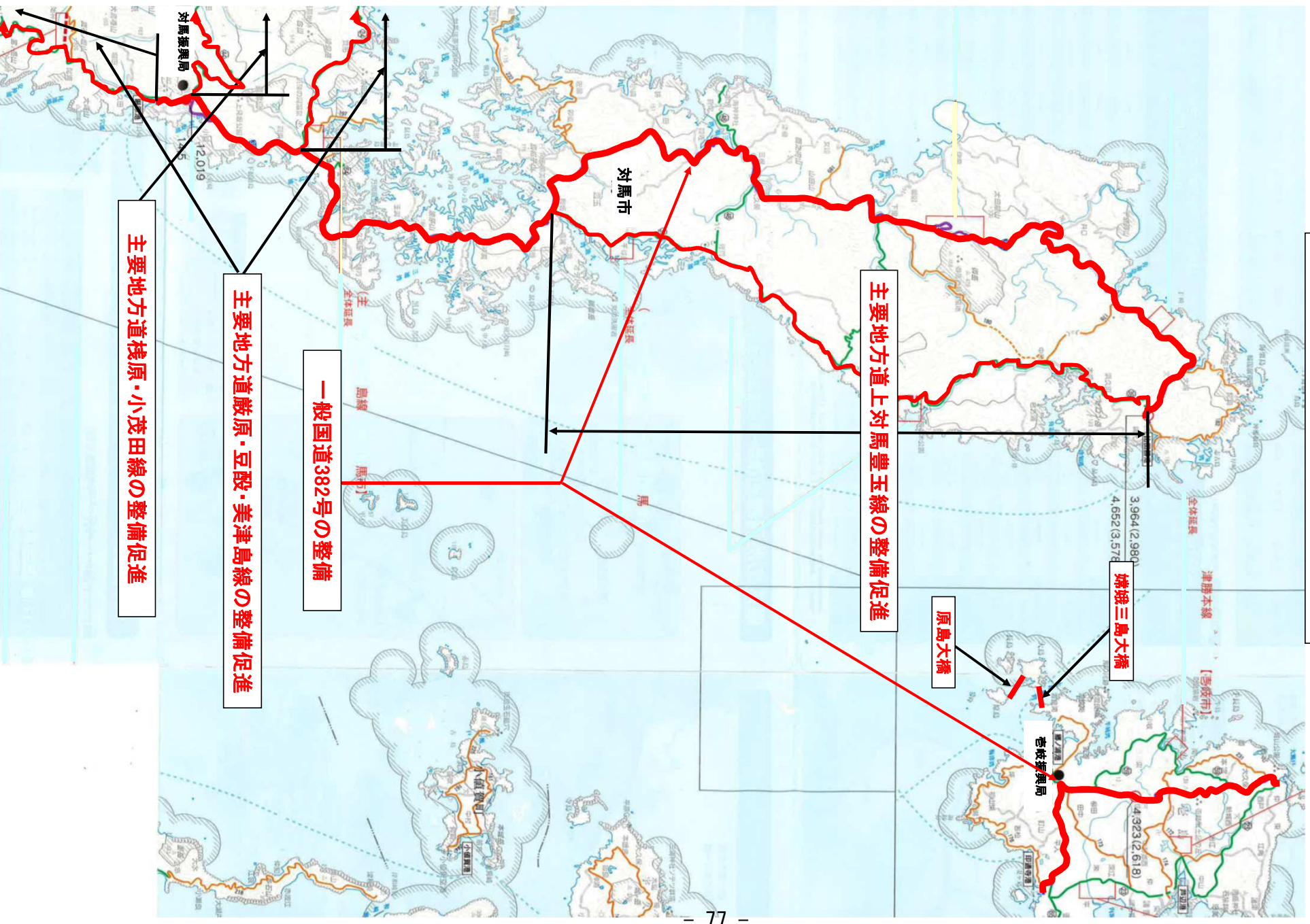
資料9-2







香岐・対馬地域

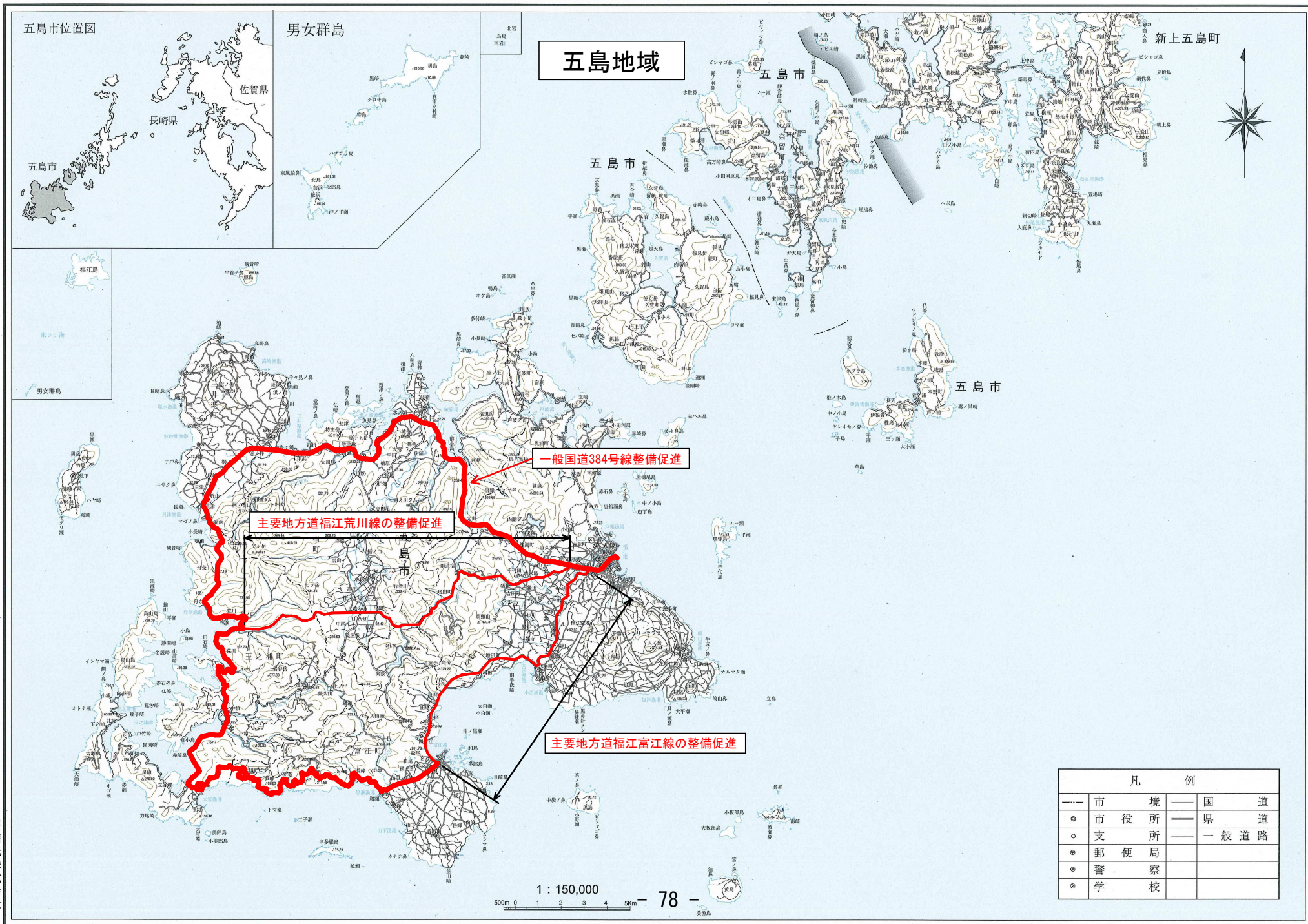


五島市全図

資料9-1

平成十八年五月

長崎県五島市





第10号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続2回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和2年度で約36.4%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億9千万円と依然として深刻な状況にあり、また近年においては鳥害においても増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不

可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料 10-1 参照)

(説明)

・被害の現況に合わせ文言の修正を行うもの。(五島市)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3:1に見直したうえで、事業を継続すること。

(6) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について〔継続2回〕

(1) 養殖魚~~トラフダ~~の~~国内外での~~消費拡大と養殖共済の加入促進について

~~新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や近年、中国から輸入される安価な養殖トラフダや国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。~~

~~一方、このような状況の中、和食ブームやインバウンド世界の人口増加に伴い、海外における外国人の国産水産物トラフダ食へのニーズは高まっている。おり、平成28年9月に中国国内におけるフダ食の解禁が実現したが、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。また、他の諸外国の多くは輸入禁止又は制限がなされており、輸出解禁が進んでいない。~~

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産

~~地PRなど、販売活動中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のPRを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進への支援を行うこと。い、併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、こと。また、養殖業者が安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助率の補助限度率を引き上げ、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)~~

(説明)

・「養殖トラフグ」を「養殖魚」に改め、対象を養殖魚全体とするもの。(松浦市)

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

(資料 10-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限（5年以上）を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

令和2年度 イノシシによる農作物被害状況一覧

市町村名	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害量(kg)
長崎市	20,155	1,135	85,345
佐世保市	56,796	4,723	320,220
島原市	386	22	4,347
諫早市	12,649	966	60,839
大村市	5,227	377	26,807
平戸市	30,199	3,477	186,412
松浦市	11,756	1,042	94,418
対馬市	1,201	100	7,825
壱岐市	47	5	797
五島市	6,267	756	166,511
西海市	7,583	532	34,755
雲仙市	5,704	339	35,243
南島原市	6,299	382	40,465
長与町	4,471	160	28,011
時津町	860	40	3,910
東彼杵町	9,349	901	40,423
川棚町	2,938	281	12,697
波佐見町	4,562	637	19,734
小値賀町	398	112	10,420
佐々町	3,621	321	15,742
新上五島町	366	17	3,147
計	190,834	16,325	1,198,068

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R4.1現在調査）

長崎市	31隻
佐世保市	49隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	31隻
壱岐市	27隻
平戸市	154隻
松浦市	37隻
五島市	227隻
西海市	33隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	33隻
合 計	662隻



第 1 1 号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続 3 回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔継続 1 回〕

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

＜主な支援措置＞

①税制による支援措置

○**地方税の減免に伴う補てん措置**

・**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん**

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

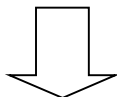
⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産**

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 2 号議案は欠番（国への提言がないため）

第13号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について〔新規〕〔長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、南島原市〕

（1）移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。

標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。（長崎市）

（説明）

- 標準準拠システムへの移行が同時期に集中すると、事業者の人員不足による様々な弊害（コスト増、品質低下、競争性喪失など）が想定される。その対応状況が不透明であること及び短時間で作業を進めていく必要があるため、令和7年度末までに標準化システムへの移行が全て完了するのか疑問である。また、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるかは、システムの開発状況などが大きく影響するが、全国の自治体が個別に事業者へ調査することは、自治体にとっても事業者にとっても非効率であるため、国において、事業者の対応状況を一元的に把握し、公開する仕組みを構築することで、自治体側の不安も減少し、移行作業を計画的に進められると考えることから要望するもの（長崎市）

（2）整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。（長崎市）

(説明)

- ・システム移行に伴う経費として、標準化対象外の業務でも、標準化対象業務と密接に連携している業務については、同一システム内で運用しているものもあるため、一連のシステムの再構築が必要となり、ネットワークを含め新たな費用負担が発生すると考えられることから要望するもの。(長崎市)

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔新規〕〔長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、南島原市〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和3年度から令和4年度までを事業期間として計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の延長と更なる財政措置を行うこと。(長崎市)

(説明)

- ・課題を解決し、デジタル化のメリットを享受できる地域社会の構築は、2年間で終わるものではなく、継続的な取り組みとしていく必要があるため。(長崎市)

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔更新〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市)〔第2号議案 都市財政の拡充強化に関する提言から本提言に移動〕

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、マイナポイント事業第2弾等により今後も申請件数の増加が見込まれるが、現状の交付事務処理手順では、事務においてJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)にて作成されたマイナンバーカードには、交付前に市町村側で設定処理を加えるの処理が必要であり、市町村にカードが送付されてすぐに対象者に交付できるものではないこと、交付通知書裏面の文字が小さいため、記載内容が伝わりづらく、交付対象者からの苦情対応に苦慮していることから、速やか迅速かつ円滑にカード交付の発行を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

~~マイナンバーカード交付事務費補助金の事務処理にあたっては、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、早期の情報提供を行うことを徹底するとともに、市町村における事務処理負担の軽減を図ること。~~

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和~~3~~4年度も個人番号マイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、国が進めるマイナンバーカード交付円滑化計画に基づく交付体制において人員増は不可避であることから、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。（長崎市）

（説明）

- 交付事務については、R3.8月に交付通知書様式が変更され、記載内容が伝わりづらいという苦情は減少したものの、交付前設定の処理により市町村にカードが送付されてからすぐに対象者に交付できないため、円滑に対象者に交付できるよう事務処理手順等の見直しを求めるもの。また市町村が共同利用するシステムについては、システム操作可能時間の制限により、交付前設定の処理が行えず交付前カードの滞留が生じることや障害などにより窓口業務の遅延等が発生することがあるため、見直しを求めるもの。さらにマイナンバーカード交付事務費補助金については、R元.6月のデジタル・ガバメント閣僚会議において「R4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを想定したが、R4年度は最終年度であり、マイナンバーカード申請、交付等に関する大量の書類の電子化に係る経費について、補助金の対象経費とするよう検討するなど、R3.12月のマイナンバーカード交付円滑化計画再改定に基づく交付形態に沿った支援を行うことを求めるもの（長崎市）
- 新たにデジタル化に関する提言を設けるにあたり、既存の提言で関連施策等に該当するものを抽出したところ、マイナンバーカードの普及促進については、国において、地域が抱える課題をデジタルの力を活用し解決を図る国の「デジタル田園都市国家構想」関連施策に位置付けられている状況も踏まえ、デジタル化に関する提言に含めるもの。（事務局）(2)~(3)も同様

（２）マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

~~令和3年向けデータ標準レイアウトが提示されており、今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修やシステムファイルのデータ標準レイアウト修正等が予定されているため、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。（長崎市）~~

(説明)

- ・システム整備については、毎年度データ標準レイアウトがあっているなど、今後も費用が生じる見込みであることから、必要な財政措置を講じることを求めるもの（長崎市）

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、構築後の自治体の情報セキュリティ対策クラウドを安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コスト費用が必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種財政措置を講じること。（長崎市、壱岐市）

(説明)

- ・現行に引き続き、次期長崎県自治体情報セキュリティクラウド構築後においても、運用のため各市町で負担金を支払っており、令和3年度以降も継続して費用負担が続くため（長崎市）
- ・各自治体において、通常の運用管理に加え、定期的な機器及びシステム更新などに際して、知見を有する職員の確保や育成といった人的負担の課題や財政負担が発生している。今後も更なるセキュリティ対策見直しが必要となるが、高度な専門的知見を有する職員の確保が難しく、財政措置のみならず、人的配置や国からのシステム提供といった物的措置も含めたあらゆる措置を講じていただきたい（壱岐市）

4. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続3回〕

〔第2号議案 都市財政の拡充強化に関する提言から本提言に移動〕

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

- ・新たにデジタル化に関する提言を設けるにあたり、既存の提言で関連施策等に該当するものを抽出したところ、GIGAスクール構想の推進については、国において、地域が抱える課題をデジタルの力を活用し解決を図る「デジタル田園都市国家構想」関連施策に位置付けられている状況も踏まえ、デジタル化に関する提言に含めるもの（事務局）

第 1 4 ~~1-3~~ 号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について〔継続 6 回〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない場合もあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされたために、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正の内容や時期について、事前の周知を徹底すること。

2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について〔継続 3 回〕

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があっている。

しかしながら、住民基本台帳法第 11 条第 1 項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。

県への提言

* * *

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大しており、~~県国と各市地方自治体が様々な分野で強力に結束し、対応を図ることが重要である~~ため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。
(長崎市)

1. 医療提供体制の確保について〔継続3回〕

- (1) 医療機関が~~抗原定性検査キットや、マスク、アルコール消毒液、~~防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を~~安定的に十分に~~確保できるよう、安定的な供給体制を構築すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制及び医療提供体制の構築に向け、各自治体や医療機関において、より一層の連携が求められるため、引き続き長崎県の主導のもと、積極的な取組みを進めること。
(長崎市)

(説明)

- ・ 提言の趣旨に変更はないが、新型コロナウイルスの流行状況や必要としている医療物資を現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が生じている。また、他の医療機関においても、受診抑制などの影響により、本来確保できるはずの収益が得られない状況となっており、特に小児科など一部の診療科においては、患者数の大幅な減少が継続している。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

さらに、県においては、これらの支援拡充について、十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

2. 検査体制等の強化について〔継続3回〕

感染が疑われる方等に対するPCR等の検査体制については、唾液による検査が保険適用となったことに加え、長崎県における国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した検査機器の購入支援などにより、感染拡大に備えた検査体制の拡充が進んでいるが、検査体制等を更に強化するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 検査体制等の拡充に伴い、看護師や臨床検査技師などの専門人材を確保すること。
- (2) 陽性者の増加に備え、十分な宿泊療養施設を確保すること。
- (3) 検査実施人員が限られる離島については、人的・物的支援を行うこと。

3. 地方財源の確保について〔継続3回〕

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策など地方の実情に応じた様々な取り組みを今後も引き続き行っていく必要がある。令和3年12月8月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付措置がなが決定されたが、今後も各市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策を行っていくことができるよう、感染症の動向を注視し、必要に応じて追加の交付を行うなど柔軟な支援交付金の更なる増額を国に働きかけること。

また、県に交付された同交付金（事業者支援分）の活用にあたって、各市の意見を聴取し、地域の実情に応じた支援を講じること。（長崎市）

(説明)

- ・今後も継続した取り組みを行う必要があるが、地域経済への影響が続いており、完全な収束や今後の先行きが、未だに見通せない状況である。そのため必要に応じて追加の交付を行うなど、柔軟に支援を行うよう要望するもの。なお、R3年度に県に交付された同交付金（事業者支援分）の要望は、R4年度以降事業に充当できないため削除するもの（長崎市）

- (2) 令和5-4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保するよう国に働きかけること。
- (3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、

地方消費税をはじめとする令和２年度に追加された減収補てん債の対象税目について引き続き対象とするよう国に働きかけること。

(説明)

- ・R2 年度に追加された減収補てん債の対象税目について、本市においては R3 年度の収入見込額は地方財政計画における収入見込を上回っているものの、感染症の拡大状況によって税収等は大きく左右され、安定した財政運営を行うための大きなリスクになることから、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、R2 年度に追加された減収補てん債の対象税目を令和４年度も対象とするよう要望するもの。(長崎市)

第2号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続3回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

④ 固定資産税については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、臨時的措置として償却資産及び事業用家屋に対する特例や土地の課税標準額の据置きなど各種の軽減措置等が行われているが、期限の到来をもって確実に終了すること。また、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を

評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は規定の負担調整措置を確実に実施すること。（佐世保市）

（資料 2-1 参照）

（説明）

- ・令和3年度においては、税制改正により先端設備等に係る特例措置が2年間延長されるとともに、令和3年度限りの措置として、土地の課税標準額を据え置く新たな措置が講じられている。令和4年度においては、商業地等の税額が上昇する土地について、評価額の2.5%分の税額までとすることとされた。固定資産税については市町村税収の基幹税目であることから、令和5年度以降において現行制度の堅持を求めるもの（佐世保市）

（２）一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和~~4~~~~3~~年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化~~地域デジタル社会~~の推進、公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化~~防災・減災・国土強靱化~~のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。（佐世保市、事務局）

（説明）

- ・令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの（佐世保市）
- ・「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する提言」から、一定の期間が経過したため、削除するもの（事務局）

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和~~4-3~~年度の地方財政計画においては約~~1.85-5~~兆円となっている。~~おり、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。~~

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。（佐世保市）

（説明）

- ・令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの（佐世保市）

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等を見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

~~2. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備推進等について~~〔見直し〕

~~（１）Society5.0 実現に向けての財政支援措置等について~~

~~Society5.0 の実現に向けて、光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、条件不利地域における整備が促進されるよう、新たな財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。また、条件不利地域において地方公共団体、第三セクター又は通信事業者が整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう、要件の緩和を図るよう国へ働きかけること。~~

~~（２）ユニバーサルサービス制度の見直しについて~~

~~ユニバーサルサービス制度を見直し、超高速ブロードバンド並びに5Gを含む携帯電話の情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう国へ働きかけること。~~

~~（３）超高速ブロードバンド利用者の負担軽減について~~

~~超高速ブロードバンドは重要な生活インフラであることから、サービス利用者の費用負担が軽減されるよう通信費用の低廉化に向けた取り組みを図るよう国へ働きかけること。~~

（説明）

提言しない。（西海市、長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市）

- ・一部離島を除き県内各市とも実現しているため。また、国においても手厚い補助があるため。

（西海市）

2 ~~3.~~ 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

〔継続 5

回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大

きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応じていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料 2-2 参照)

3 4. 公共下水道への財政措置の拡大について [継続 2 回]

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 2-3 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で

恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

4 ~~5~~. 廃棄物処理対策の強化について [継続4回]

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

-(2) プラスチック資源循環促進法について

- ① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定と1年以内の施行に伴う新たなプラスチック廃棄物の処理体系が整備されることに併せて、各市町が積極的に資源ごみの再利用に取り組むことができるよう、資源ごみを資源として再利用する過程における中間処理費用を助成する制度の創設について、国に働き掛けること。

(説明)

提言しない(長崎市、南島原市)

- ・国により、プラスチック一括回収に伴い発生する費用の一部を地方交付税により手当とする見込みとの報道がされているため。(長崎市、南島原市)

(2)―(3)家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の~~販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること~~。リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。(長崎市)

② 家電リサイクル法~~については、いわゆる家電4品目だけでなく、定められた対象品目(現家電4品目)を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を等の大型・重量家電品について~~対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。(長崎市)

③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体~~が積極的にその対策に取り組めるよう、~~に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。(長崎市)

(説明)

- ・①、②は分かりやすい表現へと変更するもの。③はこれまでの表現では不法投棄処分費用を一定、自治体で負担することを許容する内容となっていたが本来自治体で負担する必要のない費用であり、表現を変更するもの。(長崎市)

(3)―(4)小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じるよう国に求めること。

(4)―(5)廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理

経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みの構築を国に求めること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

(5)―(6)―リチウムイオン電池等の適正処理について〔新規〕(長崎市ほか全市)

リチウムイオン電池等について、従来からプラスチック製容器包装などへの混入によるごみ収集車や処理施設での火災のリスクが問題視されているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によるプラスチック一括回収に伴い、よりそのリスクが高まると考えられるため、製造・販売事業者に対し、自主回収の拡大や商品本体から電池等の取り外しが容易に行える製品構造設計を促すとともに、消費者への商品廃棄時における電池等取扱いに関する注意喚起を義務付けるなど適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。(長崎市)

(説明)

・リチウムイオン電池等のプラスチック製容器包装などへの混入による火災事故は全国で報告されており、環境省も注意を促しているものの、リチウムイオン電池等の処理・取扱いについては制度が追いついておらず。このままでは火災リスクが高まるため要望するもの(長崎市)

5 6. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続2回〕

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とする**こと**よう、**国に働きかけること**(**壱岐市**)。

(資料 2-4 参照)

(説明)

・県への要望であることから文言の修正を行うもの(壱岐市)

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

6 7. 治水事業に対する財政措置等について〔継続 4 回〕

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和 6 年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

（資料 2-5 参照）

7 8. 地方バス路線維持対策について〔継続 6 回〕

（１）補助要件の緩和について

平成 23 年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程 10 km 以上、収益率 20 分の 11 の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

（２）生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべき

と判断した路線の維持費用について助成すること。

(3) 路線撤退後の輸送手段の確保について

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、集落の点在や交通弱者など地域の課題や運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

(4) 県営バス路線廃止の申し入れについて

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

(5) 路線の維持費用の助成について

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

(6) 地域内フィーダー系統路線への支援について

地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。

(資料 2-6 参照)

(7) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

8 9. 自然災害等対策事業に対する財源確保について [継続 4 回]

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費

を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

(資料 2-7 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

9 10. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について [継続 4 回]

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終了に伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。

また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次 J R 等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(2) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも 30 年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(3) 有事における離島航路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-8 参照)

10 11. 離島航空路線の維持について〔継続 1 回〕

(1) 機材の更新にかかる支援について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、~~りるとともに~~、交流人口の拡大にも繋がっており、~~るが、今後とも安定的な路線の維持・確保が必要であるが、近年、当該路線では地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、運行する地方航空会社において機材更新が計画されている。今後の機材更新が課題となっている。~~

今後の機材更新には多大な費用が生じることから、航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金について、~~機材更新の補助対象割合が拡大されるよう~~現行では対象外となるリース方式での機材調達経費も対象に含めることや、現行 45%である補助率を、国境離島地域に係る路線の場合には、沖縄路線に就航する場合と同等の 75%を適用するよう国に働きかけ、地方公共団体の負担が必要な場合には県が負担すること。

また、今後、交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。(壱岐市)

(説明)

・補助金見直しに関する要望を分かりやすく具体的に記載するもの（老崎市）

（２）有事における離島航空路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（資料 2-9 参照）

11 12. 半島航路の維持・確保について〔継続 4 回〕

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

（４）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路の P R や広域的な観光周遊ルート形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

（資料 2-10 参照）

12 13. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔継続2回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。交付すること。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額（いわゆる真水部分）に対し県費補助を行う案が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加し、市町に負担を転嫁することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。（平戸市）

（説明）

- ・単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う国指定等文化財に係る補助金について、県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増額し、市町に負担を転嫁することになるため、具体的な内容を文言に追加するものである（平戸市）

13 14. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔更新〕（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市）

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、~~耐震性・耐火性に劣る~~老朽建築物の建替え促進により大震火災等の災害の抑制につながりにもつながるもので、都市の再生にあたり非常に効果の

高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、~~ことから~~安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・~~補助の対象~~・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については~~事業の基礎額を国の要綱に基づき割増した場合も含め~~県・市同額とすること。（長崎市）

（説明）

- ・中心市街地においては、建物の老朽化による防災性の低下や賑わいの衰退が進行するなどの課題を抱えている。そのため、現在、市の重要な商業地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、地域の活性化を実現することを目的として、市街地再開発事業に向けた取り組みが進められている。この事業は、市中心部の再生とともに、県全体の経済・商業活動の基盤を確かなものとしていく上で必要不可欠な取り組みであり、また大規模地震による火災等の災害の抑制につながるなど、行政の積極的な支援が必要ですが、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮している。また、近年、県においては、補助金交付率を 1/6 から 2/15 へ縮減するなど、支援が縮小されたままとなっている。ついては、市街地再開発事業の重要性を御理解いただき、補助率を従来の内容に戻していただくよう引き続き提案するとともに、現在、実情として地区面積が 0.5ha 以上とされている採択要件の緩和や予算の重点的な配分など、支援の充実を図っていただきたい。（長崎市）

14 15. 空き家対策への支援について〔継続 6 回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

15 16. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続 4 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

16 17. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔更新〕（長崎市ほか全市）

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、~~制度の拡充に伴い、~~補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、~~建設後、相当年数を経過している学校が多く、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、も崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。~~

- (2) ~~学校施設の新增改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プールやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースがあるため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。~~

~~また、学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きい~~ため、さらなる補助単価の増額を行うこと。（長崎市）

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可

能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

(説明)

- ・(1) 学校施設の老朽化対策は計画的に進めているものの、学校敷地内の法面についての対策工事は施工範囲も広範で高額になることなどから、ほとんど着手できていないこと、また、近年の大雨災害による被害は全国的に頻繁に発生し、かつ甚大になることが多く、学校敷地内の法面に対する災害対策も重要性を増していることから要望するもの。
- ・(2) 現在全面改築事業を行っている学校の内示状況として、学校プールやグラウンド整備は採択されており、必要な財源が確保されているため削除するもの。
- ・また、補助単価については、LED 照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増、脱炭素化先行地域などの学校施設 ZEB 化に向けた新たな単価加算の措置がなされるとのことだが、次のとおり、設計上の実工事費単価と比較すると、いまだ補助単価との乖離が大きいことから継続して要望を行うもの。(長崎市)
- ・実工事単価 約 362,000 円(R3 施工実績) ・補助単価(R4 想定) 246,000 円(R3 から 18.2%増)

17 18. 石綿含有~~建仕上塗材~~の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について〔継続 6 回〕

~~石綿含有仕上塗材に係る~~建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、令和 2 年度に法改正が行われ、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の報告義務が生じることとなった。~~・改造・補修に関して、平成 29 年 5 月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、一方、~~国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(2014)によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で 280 万棟あり、その解体のピークが令和 10 年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

~~このうした~~ことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るため石綿含有建材の事前調査及び除去等に対する~~の適切な~~助成制度を新たに創設する~~図る~~よう国に要請すること。(長崎市)

(説明)

- ・直近の法改正の内容を盛り込んだ修正をおこなうもの(長崎市)

18 19. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続 3 回〕

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めるところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1 人 1 台端末に係る LTE 回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利

用できるよう施策を講じることについて、国に対して働きかけること。

19 20. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続
2回〕

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

20 21. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続 2回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

21. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔新規〕〔長崎市、

平戸市、五島市、南島原市〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が500以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実にを行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとなっているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。(長崎市)

(説明)

- ・ゼロカーボンシティに向けた取組みを加速させるにあたり、再生可能エネルギー導入・拡大をはじめとする各分野の取組みにおいては、多年度にわたる計画を実現するための財政負担が大きく、また、具体的な行動を起こすにあたり、地域の現状・施策の効果を把握するためのデータ支援策の情報、専門的人材が不足しており、同時に脱炭素社会実現に向けた自治体の政策立案能力向上に向けた自治体職員の知見向上が必要となっていることから要望するもの(長崎市)